

岐阜工業高等専門学校年次報告

第 1 号

目 次

研 究 報 告

紀州藩石橋家「家乗」に残る同時代の歴史的イベント (寛文九年、シャクシャインの戦いに関する記事四点)	堅 田 陽 子・山 口 英 津 子	1
『紀州藩石橋家家乗』分野別語彙索引の作成に関する報告	堅 田 陽 子・笈 田 将 樹・西 倉 有 晟・田 島 孝 治・中 島 泰 貴	8
Difference by Grade in Metacognitive Awareness of Reading for the Same Major Students	Naoki SATAKE	19
高専における「合理的配慮・教育的配慮」のあり方 —A高専での実践を通して—	橋 本 治	22
教員研究活動の概要		32

紀州藩石橋家「家乗」に残る同時代の歴史的事件

(寛文九年、シヤクシャインの戦いに関する記事四点)

* 堅 田 陽 子 ・ ** 山 口 英 津 子

はじめに

近世前期、紀州に石橋生庵(本名辰章)という下級武士がいた。紀州藩家老三浦為時に儒医として仕えた生庵は、寛永十九年(一六四二)から元禄一〇年(一六九七)までの日記を残している。外題に「家乗」と記されるその日記は、和歌山大学紀州経済史文化史研究所に所蔵され、『紀州藩石橋家乗』¹⁾影印版五冊が刊行されている(以下『家乗』と略称を用いる)。「家乗」には多様な内容が記録されており、出仕に関するもののほか、災害や事件、生庵が読んだ書物、実演された芸能、流布した落書など、当時の社会情勢や文化的側面を知れる要素を多様に含む史料であることから、複数の研究分野で参照されてきた。

筆者は、『家乗』全文を対象とした索引作成のため、影印版の翻字を進めるなかで、著名な歴史的事件に関する情報の記録に出会うことがあった。現代の我々にとっては(歴史的事件)だが、記録する生庵にとっては(今まさに起きていく大事件)であり、心配、不安、驚嘆といった感情のなかで記されたものであることに思いを馳せつつ、興味深く読んだ条がある。その一例として、本稿では寛文九年に記録される、シヤクシャインの戦いに関する記事を紹介したい。

「シヤクシャインの戦い」は、近世期最大のアイヌ民族蜂起である。寛文九年(一六六九)六月、松前藩による収奪に抵抗し、北海道日高地方のシベチャリを拠点として、それまでは東西で対立していたアイヌ民族が一斉に蜂起した。

シヤクシャインの戦いは広く知られ、講談や小説などさまざまな創作の素材となった。シヤクシャインの戦いに関する一次史料も、幕藩体制側のものを中心として数多くあり、『北方史史料集成』第四巻²⁾がこれを広く集め、五二点が収録されている。これを参照したところ、『家乗』に残るシヤクシャイン関連の記述と内容的に類似する史料は見られるものの、同一の本文を持つものはなかったため、

紹介したい。

『家乗』ではシヤクシャインの戦いについて「蝦夷蜂起」の語が用いられているので、以下本稿においてシヤクシャインの戦いに関する一連の動向を指すにあたり、適宜「蝦夷蜂起」の語を使用する。「家乗」が記録する「蝦夷蜂起」関連の記述は、寛文九年八月一日条、八月二十二日条、十月十一日条、閏十月十二日条の四点がある。記録された時期が明確にわかる史料のなかで、成立時期が「蝦夷蜂起」とこれほど近いものは少ないようなので、その点においても『家乗』の記述は貴重な情報といえる。それぞれの条の全文を確認し、「蝦夷蜂起」関連記述の情報源が何であるか、前後の文脈から考察を試みる。シヤクシャインの戦いに関する情報が、どのような時間差で、どのような内容として、同時代を生きた下級武士生庵にまで認知されるに至るのかを見ていきたい。

一 寛文九年八月一日条

一・一 寛文九年八月一日条の全文

『家乗』一・五七九頁³⁾ 一 一行以降

八月小

①朔日壬戌夕小雨朝旦

公之岩出過午還御 賀精舎石垣公等与大多和

氏囲碁 石垣公来 岩田氏寄和予遊松茂氏之韻之詩

『家乗』一・五八〇頁⁴⁾

兵庫頭

松前志摩守之家宰使遣人於蝦夷沽獸皮又自

志州使沽蒼鷹 志州之臣三十六人家宰之臣十

人蝦夷人悉殺之纔二人帰于松前云

*一般科目(人文)

**岐阜工業高等専門学校非常勤講師

②一、岩田氏和韻 徐探涼風相与臨清談不識夜深々
今宵非免炎蒸苦又謝平生名利心

一・二 寛文九年八月一日条について

寛文九年八月一日条は、傍線①、「蝦夷蜂起」関連の記述、傍線②の順に記述されている。松前藩が「蝦夷」と交易していたところ、「蝦夷人」が「志州之臣三十六人」と「家宰之臣十人」を殺害し、このなかで帰国できたのはわずか二名であったという事件が記される。

このとき紀州にいる生庵が、情報をどのような経緯で入手したのかは不明である。傍線①②はいずれも松前藩の話題に関連がない。傍線①は、生庵の「公」三浦為時が岩出に赴き昼過ぎに帰還したこと、生庵が李精舎（李氏の学舎）へ行ったこと、「石垣公」が来たこと、「岩田氏」と「松茂氏之韻之詩」についてやりとりがあったことが述べられる。傍線②は「岩田氏」が詠んだ七言絶句であり、これは「和韻」とのことなので、「松茂氏之韻之詩」にこたえて作られたものか。このように、傍線①②は松前藩と蝦夷に関する話題の前後に配置されるが、いずれも情報の出典を示すものではないため、「蝦夷蜂起」関連の記述がどのような経緯で『家乗』に記されるに至ったかはわからない。

二 寛文九年八月二十二日条

二・一 寛文九年八月二十二日条の全文

『家乗』一・五八五頁「七行以降

姫出家而居于木村氏 二十二日③上同方一貼于家君

豊瀬氏来 償白銀十七匁四分于書肆〈医筌語録／幼々集経紙〉夜

鵜飼氏〈海／安〉与今井安心〈善基始／号金三郎〉囲碁見与及予依命觀之 自昨日写『花潭集』

一 蝦夷ノ内上ノ国下ノ国ニテ両大将アリ

上ノ国内はへぐろと申所ノ大将鬼びしと申候。下ノ

国内しふじやりと申所ノ大将じやくやると申者、鬼びしと遺恨有之候て、当春中より戦申候由、松前殿和

『家乗』一・五八六頁

談ヲ入、無事ニ相済申候故、松前ノ商賈人指越申候所ニ、鬼びしを殺、鬼びしが城を乗取、剩松前より参候者

数多殺申候。就夫松前殿より雑兵千人斗にて討手ヲ被申候付、家老共方より津軽へ加勢ヲ請申候。松前より参候者共ヲ殺申候ハ、六月十七日之事、加勢ヲ請申ハ当月八日ニ松前ノ帖津軽へ達し、十七日言上達

上聞、御許容被仰出、津軽より雑兵式千人、津軽殿親類衆兩人被指添一万五千石ノ高にて松前

迄越被申候。越中殿も幸御暇ノ内にて候ゆへ、

当月廿日ニ御下り候。津軽殿御老中へ願ノ事

ハ、手に余候は佐竹南部ヲ後詰ニ被仰付可被

下候。又道三百里ノ義ニ候間、注進延引可申候

条、継飛脚被仰付可被下候。以上。

七月廿三日

『家乗』一・五八七頁

④此書付、物頭衆廻帖ノうつし 右多賀氏告

二・二 寛文九年八月二十二日条について

寛文九年八月二十二日条は、傍線③、「蝦夷蜂起」関連の記述、傍線④の順に記述されている。

傍線③に記される話題は、「家君」（生庵の父）の服薬、「豊瀬氏」の来訪、書肆への支払い、囲碁、昨日から始めた『花潭集』の書写であり、「蝦夷蜂起」とは無関係の内容である。

傍線③に続く「蝦夷蜂起」関連の記述は、「上ノ国」大将「鬼びし」（オニビシ）と、「下ノ国」大将「じやくじやあん」（シャクシャイン）の対立に関する解説から始まる。「松前殿」が対立を和睦に導いたと思われたが、シャクシャインがオニビシを殺害のうえオニビシの城を乗っ取り、さらには松前の者も殺害したため、松前藩が出兵することとなり、「津軽」（『家乗』一・五八六頁四行、弘前藩主津軽信政）に加勢が要請されたことなど、顛末が簡略にまとめられている。「蝦夷蜂起」関連記述の末尾に「七月廿三日」とあるので、七月二十三日に成立した内容であるらしい。

この情報については、傍線④によってその出所を知ることができる。「物頭衆廻帖」に書かれた内容であり、これを生庵にもたらししたのは「多賀氏」だという。「多賀氏」は多賀長兵衛、生庵より四年早く三浦氏に初出仕した人である。「物頭衆廻帖」がいかなる文書であるか判然としないが、「廻帳」が地方文書において、

その村の家数や村内の職掌について記す記録類の名称として使用される語であることから、「物頭衆廻帖」は、「物頭衆」の業務に関する公式記録のようなものであると考えられる。

また、「物頭衆廻帖」の写しであるという『家乗』八月二十二日条の情報は、『徳川実紀』の記録と共通する点がある。『徳川実紀』寛文九年七月二十日条に、松前矩広がシャクシャイン追討のために討手千人を差し向け、そのことを幕府に注進し、これを受けて津軽信政に加勢が命じられた旨が記される。「物頭衆廻帖」がまとめられた日付は「七月廿三日」とあるので、七月二十日になされた幕府の対応はその三日後には物頭衆に情報共有されたらしい。

生庵は、これを日記にしたためた寛文九年八月二十二日の時点では紀州にいる。江戸から離れた地にいる下級武士にもこのような情報が伝わることに、当時の武家社会で「蝦夷蜂起」がかなり大きな話題になっていた雰囲気を感じられる。

三 『家乗』寛文九年十月十一日条

三・一 寛文九年十月十一日条の全文

『家乗』二・一二頁（一一行目から）

十一日夜雨。⑤簡李先生。今夕与伊藤氏遇 御怒。

一 松前蝦夷蜂起事

『家乗』二・一三頁

- 一、蝦夷大将、鬼菱、しゃむしや院、両大将之処、此二三年、右両方軍仕候而、当春、鬼菱被討申、只今ハ、しゃむしや院一人之大将ニ成候。彼が弟かんりうが次ノ大将はると申ゑぞにて候。一味夷、凡一万余り、居城石狩と申所、松前より八日九日路、舟にてハ六日七日ニ参候。右ノ居城一方ハ大山、一方ハ海、一方ハ大河、此川ハ鯨ノ登ル河にて、日本ニハ無之大河之由。

一、毎年従松前蝦夷売場へ参候舟共、当年モ参候処、大方討レ、米酒木綿等取申由。

一、津軽殿へハ加勢被仰付候由にて、人数あちが沢迄詰居、津軽殿、右江戸衆物頭等上申候由。

一、松前より野辺地へ越申候飛脚返事にて、近々松前へ

『家乗』二・一四頁
ゑぞ取懸可申様ニハ無之由。

六月中表にて討レ申候松前船事

一、ゑともと申処にて町人青地忠兵衛船、鵜取ニ参候。此舟人数七人、被討申候。

一、ほかちへ式艘、蠣崎蔵人舟共、廿七八人被討申候。

一、しころと申処ニ而、松前殿舟十五人乗、此舟ハ留、鷹山へ巢鷹取ニ参候。善兵衛、吉兵衛二人共ニ被討申候。

一、しらぬかへ壹艘、米田九郎左衛門船。

一、くすりへ壹艘、十五人乗、被討申候。

一、あつけくへ壹艘、松前殿舟十五人乗大船

七艘、六ヶ所、金堀鷹侍廿八九人被討申候。

一、上々国夷 しりふりと申所にて二艘、船頭問地

『家乗』二・一五頁

才ハ大沢清三郎、此舟にて十七人被討候。

一、下国内蔵之丞舟、人数十六人被討候。

一、しりへちにて蠣崎采女舟乗人数十五人、上下惣合二百六十人程、六月中ニ被討候。

一、荷物斗とられ逃申船、松前御手前船十三人乗、命斗助帰申候。

一、様子知不申候舟、十四五人づ、乗参候。松前出船ノ以後、何共知不申候。大かた被殺申候。

一、ゑんぬいと申所、蠣崎佐左衛門、松前勢金堀共七百人程、鉄炮五十、弓式十張、是ハ下ノ関所東六日行所。

一、上々国と申所、蠣崎采女下国内蔵丞人数式百

『家乗』二・一六頁

五六十張、松前より一日路西ノ方。

一、松前御城柵木堀等少々御拵候由。

一、江戸使、松前八左衛門迄内談。新田権之助上下四五人にて、今朝日ニ松前出舟秋田通り候。

一、爰許へハ桜庭又衛門、原谷弥五兵衛、上下四人にて、六月七日野辺地通り盛岡へ帰申候。

一、野辺地にてふねノ拵、鉄炮、玉薬、足軽などに目当なとうたせ候。

七月廿日

⑥一 『元亨釈書』卷二十資治表云

舒明皇帝九年二月星經東流西其声如雷朝

無知者沙門僧旻曰此星曰天狗東方恐有乱果蝦

『家乘』二・一七頁

夷起 右令兄告

三・二 寛文九年十月十一日条「松前蝦夷蜂起事」の内容

寛文九年十月十一日条は、傍線⑤、「松前蝦夷蜂起事」、傍線⑥の順に記述されている。まず、シヤクシヤインの戦いについて直接的に言及する「松前蝦夷蜂起事」の内容を確認しておきたい。

「松前蝦夷蜂起事」には、シヤクシヤインの戦いについて、蜂起が起きるまでの背景、蜂起が起きた際の状況、松前藩が受けた被害、その後の対応がまとめられている。

「シヤクシヤイン蜂起が起きるまでの背景」 「一三頁」 一行〜七行

もとは西蝦夷地大将「鬼菱」(オニビシ)、東蝦夷地大将「しゃむしや院」(シヤクシヤイン) が争っていたが、「鬼菱」が討たれたことにより、「しゃむしや院」が一人で統率するようになったことを記す。

「蜂起が起きた際の状況」 「一三頁」 八行〜「一四頁」 一行

毎年蝦夷まで交易に行っていた松前の商船が今年も出向いたところ、その多くが討たれ、米酒木綿等は強奪された。これに続き、幕府から加勢を命じられた弘前藩主津軽信政の動きと、アイヌ側が近々に松前藩に対し攻撃をしかけるような様子は見られないことについて記す。

「松前藩がうけた被害」 「一四頁」 二行〜「一五頁」 八行

簡条書きで被害を記す。討ち取られた場所、船の数、被害者の名、人数など、具体的に記録する。

「蜂起への対応」 「一五頁」 九行〜「一六頁」 八行

蝦夷地と松前で敷かれた松前藩側の軍備について簡条書きし、松前から江戸へ、本件を報告し相談するための使者が遣わされたことも記される。

以上のような内容で構成される「松前蝦夷蜂起事」は、本文の末尾にある日付から、七月二十日にまとめられた情報であることがわかる。同じく七月二十日の日付で、『徳川実紀』に「蝦夷蜂起」に関する記録があるので参照したい。

この日小姓組松前八左衛門泰広蝦夷はり蝦夷に赴く。これはこの十八日蝦夷

酋長しゃくしゃいんといふもの。党をむすび蜂起し。商船十九艘を掠奪ひ。其外松前の士商等二百七十三人殺したり。よりにて兵庫矩広が家士千人あまり討手にさしむけたるよし注進せしかば。これをたすけよとてつかはされしなり。津軽にも加勢を命ぜられしとぞ。

『徳川実紀』 厳有院殿御実紀卷三十九、寛文九年七月二十日

『徳川実紀』の記録と『家乗』「松前蝦夷蜂起事」にまとめられる内容には接点がある。「蝦夷蜂起」による松前藩側の被害を、『徳川実紀』は「商船十九艘を掠奪ひ。其外松前の士商等二百七十三人殺したり。」と記述している。『家乗』「松前蝦夷蜂起事」で報告される被害は、「蝦夷」の各所で攻撃に遭った船それぞれについて記されているが、この船の数を合計すると十九艘になり、『徳川実紀』の記述と一致する。また、討たれた者の数について、「松前蝦夷蜂起事」には「上下惣合二百六十人程、六月中二被討候」とあり、合計で「二百六十人程」に達したと報告されている。これも、『徳川実紀』が伝える「二百七十三人」と近い。『家乗』「松前蝦夷蜂起事」が記録する具体的な情報に、『徳川実紀』が伝える数字と齟齬がないということは、「松前蝦夷蜂起事」が幕藩体制側の情報として信頼度の高い内容を持つ記録であると言えるのではないか。

三・三 「松前蝦夷蜂起事」前後の記述

「松前蝦夷蜂起事」の情報源が何であるかを、前後に記述される傍線⑤⑥から読み取るのは難しそうである。

まず傍線⑤の内容を確認する。ここには、「簡李先生」と「今夕与伊藤氏遇御怒」の、二つの出来事が記録されている。「簡李先生」は、生庵が師の李梅溪に書簡を送ったことを意味し、「今夕与伊藤氏遇御怒」は、「伊藤氏」と一緒に主君為時の「御怒」に触れたという出来事があったことを意味する。「伊藤氏」は、伊藤立元である。伊藤立元は、生庵より三年早く三浦家に出仕した先輩医師であるから、生庵と立元が共に受けた「御怒」の主は、主君三浦為時のこととみてよいであろう。生庵と伊藤立元が主君の怒りに触れたことに、「蝦夷蜂起」が関わっているとは考えがたいので、傍線⑤は「松前蝦夷蜂起事」とは関わりのない内容であることがわかる。

次に、傍線⑥の内容を見ていきたい。傍線⑥は、「令兄」から聞いた知識として、『元亨釈書』卷二十「資治表」の情報を書き留めたものである。『元亨釈書』「舒明皇帝」九年に、次のような記述がある。

九年春二月大星流声如雷夏秋冬

九年二月大星従東流西其声如雷朝無知者沙門僧旻曰此星曰天狗東方恐有乱乎果蝦夷叛

舒明天皇在位九年（六三七）に、雷のような音を立てて東から西へと流れる大きな星があった。この現象の理由を、朝廷で知る者は誰もいなかったが、僧侶の僧旻は「この星を天狗という。東方ではおそらく乱がある」と言い、その言葉通りに蝦夷が反乱を起こしたという。

表現に細やかな異同はあるが、『家乗』の引用は『元亨釈書』にかなり近い。「令兄」が生庵に、「松前蝦夷蜂起事」に関連する逸話として『元亨釈書』を示唆したのは、「天狗」の現象が、「蝦夷蜂起」と近い時期、寛文九年七月に起きていたからであるらしい。『家乗』寛文九年八月八日条に、「去月十二日夜於東州大如蓋火星流行云（出自丑寅方／入未申）」の記録があり、江戸で大きな話題となった流星の話が、紀州まで伝わったことがわかる。この流星は、『徳川実紀』寛文九年七月十二日条にも、「今夜西より東へ飛物あり。長さ六七間ばかり飛散て後鳴音す。大坂にても同時同じ飛物ありとぞ」と記録されており、当時広範囲にわたって観察されたものであるらしい。大坂でも流星が見られたとあるので、この時点で紀州にいる生庵にも観察自体は可能だったのではないかと思われるが、『家乗』七月十二日条に記録されていないということは、生庵は見えていないようだ。生庵は天変地異を実見した場合、その日の日記に記録する。たとえば、寛文八年正月二十七日条、「白虹」（白色の虹）を見たことを記し、どのような「白虹」であったか、図も描いている。

八月八日に江戸で大きな流星があったことを伝え聞き、記録もした生庵が、『元亨釈書』に残る「天狗流星」と「蝦夷蜂起」の逸話を「令兄」に教示されたときには、かなり驚いたことであろう。現代の重大事件のさなかで、三百年以上前の仏教書に記された伝承と同じ現象が起きているのである。このことが、生庵にとつて非常に印象的であったことの想像される記録が、『家乗』寛文九年七月に残っている。月の初めであることを示して「七月大」と立項する直下にある、「十一日有天狗流星行異」という細字の補記がそれである。この補記は、八月八日に流星の件を知り得たときではなく、十月十一日に「令兄」に『元亨釈書』の逸話を聞いてから加えられたものであろう。そのように考えられるのは、七月の補記には「天狗流星」の語を用いているからである。「天狗流星」が、流星を「天狗」であると解説した『元亨釈書』に由来する表現であることは間違いない。そして、八月八日条には「天狗」の語は見られない。八月八日の時点では、生庵が『元亨釈書』の記述を意識していない証左といえる。すでに一度、流星のことを記して

いるのに、遑って七月にも補記を残しているのは、『元亨釈書』の逸話を知った生庵の心理に、八月八日とは違う高ぶりがあったからであろう。

「松前蝦夷蜂起事」に続く傍線⑥から、情報源が推測できるような要素を見出せるかを考えるとき、疑問点が二つある。一つは、「令兄」とは誰を指すのかということ、二つめには、「令兄告」が指す内容に「松前蝦夷蜂起事」は含まれるのかということである。

一つめの疑問点である、「令兄」が誰であるかについては、生庵の兄市左衛門のことであると考えられる。一般的に、「令兄」は他人の兄に対する敬称として用いる語であるが、古く中国では自分の兄についても使われた。儒医生庵にとつて漢籍はなじみ深いものであり、『家乗』には随所に漢籍の語彙が使用されていることをふまえれば、「令兄」を中国風に自身の兄を指す語として使用することは十分あり得る。生庵が兄市左衛門に使用する呼称は「家兄」のほか、「伯公」「長公」など複数あり、「令兄」もその一つなのであろう。

また、『家乗』における「令兄」の用例からも、「令兄」が市左衛門のことであると判断できる。『家乗』寛文九年十月四日条、生庵が江戸に到着した際の記述に、「未時著赤坂与令兄伊藤氏沢井氏同居」とあり、生庵は「令兄」「伊藤氏」「沢井氏」と江戸赤坂で同居していたことがわかる。このときの江戸詰について、寛文九年九月十四日条に記される「供奉之輩」には、「沢井新八郎、伊藤立元、石橋生庵」とあるので、「令兄」以外の同居人は沢井新八郎、伊藤立元とみられる。生庵の兄「石橋市左衛門」は、「供奉之輩」には名を列ねていないが、生庵たちが出立する前日の寛文九年九月十三日条に「今旦伯公及坂本氏梅原氏横井氏先発之」と、一日早く江戸へ向かった旨が記されており、生庵と同時期に江戸詰となっている「令兄」ことが確認できる。「伊藤氏」「沢井氏」とともに江戸赤坂で同居している「令兄」は、生庵の兄市左衛門とみてよいであろう。また、『家乗』寛文九年十月十日条には、「送及両親令兄室辰順多賀氏横井氏根来氏（作太／夫）石原氏小薮氏石井氏父子之去月二十九日之書」の記録がある。紀州から届けられた「去月二十九日之書」の差出人名が列記されるなか、「両親」と「辰順」の間に「令兄室」が挙がる。「辰順」は兄市左衛門の息喜八郎のことであるので、両親、市左衛門息の間に「令兄室」と記すのであれば、市左衛門妻を配置するのが自然である。

二つめの疑問である、「令兄」が告げた内容に「松前蝦夷蜂起事」が含まれるのかという点については、現時点で判断材料を得られておらず、不明である。『家乗』八月二十二日条に記される「蝦夷蜂起」関連の記述は、多賀長兵衛が「物頭衆廻帖」の写しを生庵に閲覧させているので、同じく三浦家家臣である兄市左衛

門が「松前蝦夷蜂起事」の写しをもちた可能性は大いにあるが、『家乗』における記録方法を見るに、資料の出自等を記さず唐突に引用が始まる場合も多いので、『元亨釈書』の前に引用する「松前蝦夷蜂起事」も「令兄」が生庵に伝えたものであるかどうか分からない。多賀長兵衛から「蝦夷蜂起」関連の情報を得たように、「松前蝦夷蜂起事」の情報源も三浦家関係者ではないかという可能性を述べるにとどめた。

四 『家乗』寛文九年閏十月十二日条

四・一 『家乗』寛文九年閏十月十二日条の全文

〔家乗〕二・二二頁〔三行目から〕

十二日⑦夜雨岩田氏之書至（祐／元）。有詩先是欲、次去年感懷詩韻而写。情日々吟之、今日五絶成焉。

松前兵庫殿より蝦夷へ討手被遣、去月廿三四

両日二悉討取、五十人程生捕申候由、松前八左

衛門殿より津軽殿へ申参。六日ノ日付にて爰元へ注

進申候。今日 御奉書参候由。

閏十月十一日

⑧自昨晚伯公感寒邪而辞官。上同方四貼。

四・二 寛文九年閏十月十二日条について

寛文九年閏十月十二日条は、傍線⑦、「蝦夷蜂起」関連の記述、傍線⑧の順に記されている。この日に記される内容もまた、「蝦夷蜂起」関連の記述の前後の記述を見ても、情報源については不明である。傍線⑦には岩田祐元からの手紙が届いたことと、漢詩に関する話題が記され、傍線⑧は兄市左衛門が体調を崩し服薬していることが述べられるのみで、いずれも「蝦夷蜂起」関連事項に関わらない内容である。情報の出自はわからないが、この条と内容的に類似する記述が、『柳営日次記』にあるので、紹介しておきたい。記録される日も『家乗』と同じ寛文九年閏十月十二日である。『柳営日次記』寛文九年閏十月十二日条を次に挙げる。³⁰

一、今度松前蝦夷之儀、先月廿三日廿四日両日之内、夷人上下五拾五人討捕落着仕候由、松前八左衛門津軽越中守より閏十月六日之日付二而今日注進候上、則越中守江奉書被遣候。八左衛門江も早々参着可仕旨、改以奉書被仰遣候。

「閏十月」からみて「先月廿三日廿四日」の出来事を記録するという視点が、『家

乗』と『柳営日次記』で共通している。さらに、二日間のうち「夷人」五十五人を「討捕」つたという情報もほぼ同じであり（『家乗』は「五十人程」、これに続いて「松前八左衛門」と「津軽越中守」が「閏十月六日之日付」で注進したことが述べられるという流れも一致している。細部の表現に異同はあるが、『家乗』と『柳営日次記』が記す情報の出所は、きわめて近いところにある印象が強い。

おわりに

『家乗』寛文九年の記録に見出される、「蝦夷蜂起」関連の記事四点を見てきた。そこにはシャクシャインの戦いに関する具体的な地名、人名、数字が挙げられている。ほかの史料との比較から、『家乗』に残るそうした情報が、幕藩体制側の公的な記録と共通点を多くもつものであるということが確認できた。『家乗』の「蝦夷蜂起」に関する幕藩体制側の記録の一例を見ることを通して、幕府にとつて重大な事件に関する公的な記録も、あまり時間をおかず下級武士にまで伝わっていることがあるという実態を知ることができたかと思う。

また、生庵の記述から、「蝦夷蜂起」と同時期に「天狗流星」の天変地異があったことで、当時の人々が古い伝承を思い起こしたことがわかったのも、興味深い収穫である。生庵たちが事の神秘に心を動かしたのであることが想像され、その気持ちも共有しているような感覚を味わえた。シャクシャインの戦いのほかにも、生庵が記す同時代のさまざまな出来事を追いかけてみたいと思う。

注

- 1) 『紀州藩石橋家家乗』一一五、和歌山大学紀州経済史文化史研究所、清文堂、一九八四年。以下、「家乗」本文は本書より引用する。
- 2) 海保碩夫『北方史料集成』第四卷（シャクシャインの戦い―幕藩体制側史料）、北海道出版企画センター、一九九八年。
- 3) 『家乗』を引用する際には、原文に句読点と濁点を補い、旧字を新字に改め、合字「夕」は「より」とひらいた。墨減される字は省略する等、原文に修正が指示されている場合はこれを反映した本文を提示している。細字二行が記される箇所については、字の大きさは変えず、該当箇所をへで括り、改行を／で示した。本文に付した傍線、番号は筆者による。以降の注において引用本文の該当箇所は「紀州藩石橋家家乗」影印版の冊数、頁数」と示す。『家乗』から本文を段落的に引用する際には、本文冒頭に影印版の該当箇所を「『家乗』冊数・頁数」で示す。
- 5) 五八〇頁一行目「兵庫頭」は、「志摩守」の右横に補足的に記されている。「松前志摩守」

- は五代松前藩主松前矩広のことで、「兵庫」は矩広の通称である。
- 6) 寛文九年八月一日以降直近の江戸供奉は、九月十四日紀州出立（『家乗』二、六頁）、十月四日江戸着（『家乗』二、一〇頁）である。なお、供奉の命を受けたのは七月三十日（『家乗』一、五七九頁）。
- 長友千代治「紀州藩石橋家家乗」読書記事抄録」（『近世の読書』日本書誌学大系52、青裳堂書店、一九八七年）は、生庵の学問・読書記事を抄録する年表であるが、江戸詰による生庵の移動も記載されているため、生庵の所在地を簡便に知ることが出来る。
- 7) 西岡直樹『日常』のなかの近世——ある小さきものの物語』（清文堂、二〇一三年）。「第四章 出仕への道」一四七頁。
- 8) 西岡直樹7）二二頁、「（一覽A）三浦家における年首拜礼席次（延宝5・6年度）と経歴」に「※13多賀長兵衛」の立項がある。「多賀長兵衛」は寛文三年（一六六三年）三浦家に初出仕している。生庵の初出仕は一六六七年であるため、四年先輩にあたる。該当箇所を本稿三二二「寛文九年十月十一日条「松前蝦夷蜂起事」の内容」で引用している。重複を避けるため、本節では引用しない。
- 10) 海保領夫2）五一頁。「I 幕府系統史料」「4、抜粋史料」に、『徳川実紀』より六点の関連記録を挙げている。引用は『国史大系』第四二巻「徳川実紀 第五篇」四八頁（吉川弘文館、一九六五年）による。
- 11) 西岡直樹7）第四章「出仕への道」「2出仕への道——生庵の選択」。
- 12) 本条と近い時期の記録に出てくる「伊藤」は、寛文九年九月十四日条と同日二十日条に「伊藤立元」、翌十月四日条に「伊藤氏」の記録がある。
- 13) 西岡直樹7）第二章「第四章 出仕への道」参照。三浦家家臣団の経歴調査のなかで、伊藤立元が寛文三年に三浦家に初出仕した医師であることが示される。
- 14) 国書データベース、書誌ID 10022784 『元亨釈書』六〇二頁、寛永元年刊、大洲市立図書館矢野玄道文庫本。
- 15) 同類の逸話が、『日本書紀』巻第二十三にも伝えられている。次の引用は『日本書紀③』（新編日本古典文学全集4、四四—四七頁、小学館、一九九八年）による。
- 九年春二月丙辰朔戊寅、大星從東流西。便有音似雷。時人曰、流星之音。亦曰、地雷。於是僧曼僧曰、非流星。是天狗也。其吠声似雷耳。
- 三月乙酉朔丙戌、日蝕之。
- 是歳、蝦夷叛以不朝。
- 九年の春二月の丙辰の朔にして戊寅に、大星、東より西に流る。便ち音有りて雷に似れり。時人の曰く、「流星の音なり」といふ。亦曰く、「地雷なり」といふ。是に僧曼僧の曰く、「流星に非ず。是天狗なり。其の吠ゆる声、雷に似れるのみ」といふ。
- 16) 『紀州藩石橋家家乗』、一、五八一頁。
- 17) 『徳川実紀』寛文九年七月十二日条。引用は『国史大系』第四二巻「徳川実紀 第五篇」四八頁（吉川弘文館、一九六五年）による。
- 18) 『紀州藩石橋家家乗』、一、四四五頁。
- 19) 『紀州藩石橋家家乗』、一、五七一頁。『家乗』八月八日条と『徳川実紀』七月十二日条が、ともに流星のあった日を「十二日」としている。『家乗』寛文九年「七月大」に「十一日」と記しているのは誤りと考えられる。
- 20) 『日本国語大辞典』（第二版、小学館）「令兄」の項目に「他人を敬って、その兄をいう語。中国では、古くは自分の兄。」と解説する。
- 21) 西岡直樹7）第二章「第五章 寺参りの位相」注（11）二六五頁。
- 22) 『紀州藩石橋家家乗』、二、一〇頁（十月四日条は一〇頁から記され、引用文は一一頁）。
- 23) 『紀州藩石橋家家乗』、二、六頁。
- 24) 『紀州藩石橋家家乗』、二、五頁。
- 25) 『紀州藩石橋家家乗』、二、二二頁。
- 26) 柴田純「石橋氏系図」（『江戸武士の日常生活』吉川弘文館、二〇一三年）三八頁。
- 27) 海保領夫2）五五頁に「柳営日々記」の記述としてほぼ同じ内容の本文が収録されている。本稿では、国立公文書館蔵「柳営日々記」寛文九年閏十月十二日条を挙げる。
- 28) 『柳営日々記』三六、国立公文書館蔵本を参照。国立公文書館デジタルアーカイブ、「請求番号」1640001、「冊次」0036。
- 本稿は、日本学術振興会・二〇一九年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究（C）「紀州藩石橋家家乗の総索引作成と研究」（課題番号19K00363 研究代表者・堅田陽子）の研究結果の一部である。

『紀州藩石橋家家乗』分野別語彙索引の作成に関する報告

* 堅 田 陽 子 ・ ** 箕 田 将 樹 ・ *** 西 倉 有 晟 ・

*** 田 島 孝 治 ・ * 中 島 泰 貴

一 『紀州藩石橋家家乗』全文を対象とする索引作成について

近世前期を生きた紀州藩の下級武士石橋生庵（本名辰章）は、寛永十九年（一六四二）から元禄十年（一六九七）まで、自身の一生のほぼすべての期間を日記に残した¹⁾。日記の外題は「家乗」とある。原本は和歌山大学紀州経済史文化史研究所に所蔵され、昭和五九年に『紀州藩石橋家家乗』影印版五冊が刊行された（以下、「家乗」と略称する）。

石橋生庵は、紀州藩家老三浦家に儒医として仕えていた。日記には、侍読や医療といった勤務に関する事項のほか、江戸話のこと、学友との漢詩応酬など、日々の出来事が記録されている。そのほかにも、興行のあった芸能の演目や、当時流布した落書の写し、災害の記録など、多様な内容を含む日記であるため、近世前期に関連する研究であればどのような分野でも手がかりやヒントが得られる可能性を持つ、貴重な史料である。このように学術的価値の高い『家乗』の語彙を簡便に検索できる索引を作成すべく、影印版をもとに『家乗』全文の翻字を進めてきた。

先行研究には、芸能記事一覧²⁾、読書記事抄録年表³⁾、書肆を利用して読んだ書物を抽出した書名一覧⁴⁾、三浦家家臣団の人名を抽出した人名一覧⁵⁾などがあり、それぞれの情報が整理されている。このたび、全文を翻字することを通して、『家乗』にはさまざまなトピックが豊富に含まれることを実感し、他にも魅力的な分野別語彙索引が作成できると考えた。本稿では、寛永十九年から明暦三年までを記録する『家乗』第一冊の一頁から一〇二頁までにあたる巻一を対象に、分野別語彙索引を作成した結果を報告する。

二 分野別語彙索引作成の取り組み

本章では、分野別語彙索引作成に関連して実施した準備、検討した内容につい

てまとめる。

二・一 『家乗』影印版の翻字

『家乗』影印版全五冊を翻字し、テキストデータを作成した。文字の表記については、検索の利便性に配慮して本文に加工を施す条件が複数ある。その一部を述べると、合字をひらがなに置き換えている。例えば、「合」は「より」とひらいて翻字した。そのほかにも表記の方針はあるが、本稿「付録」の分野別語彙索引凡例と重複する内容となるため、ここでは省略する。

原本に生庵による修正がある場合は、修正を反映した本文のみを翻字した。

二・二 分野別語彙索引項目の検討

分野別語彙索引の項目となる語彙のグループとしてどのようなものが考えられるか、翻字担当者で協議した。協議においては、実際に翻字を行ってみて印象に残った語彙に注目するだけでなく、近世期の生活様式や文化などを知るといふ観点から抽出できることを期待する項目も含めて検討し、次の十七項目を挙げた。すでに一覧が作成されている「書名」のような語彙についても、本研究は抄出ではなく全ての語彙を抽出していくため、分野別語彙索引項目の候補としている。

- | | | |
|-----------------------------------|--------------------------|-------|
| 一、人名 | 二、地名 | 三、寺社名 |
| 四、役職名 | 五、災害 | 六、天気 |
| 七、病気 | 八、薬名 | 九、生業 |
| 一〇、行事 | 一一、器物 | 一二、外国 |
| 一三、動植物 | 一四、衣食住 | |
| 一五、年号（『家乗』と同時代ではない出来事に関する記述があるため） | | |
| 一六、書名 | 一七、文芸関連事項（漢詩、和歌、俳諧、落書など） | |

【表1】試験的に実施した抽出作業の一部

	A	B	C	D	E	F	G
1	人名	地名	寺社名	役職名	災害	天気	病気
2	酒井公	中京	七堂伽藍	左典厩	大饑	月赤如丹	嬰驚風
3	市十郎	紀州	東叡山寛永	天子	大飢饉	大風	疱瘡
4	野本氏弥	武州	浄光寺	正二位	餓 {U+83}	大雹	
		紀州海部 郡吹					
5	平長州公	上	法泉寺	大納言	炎上	氷大雹	

また、分野別語彙索引の候補として当初は十七項目を想定していたが、この項目数は第一段階の抽出としては多すぎることがわかった。分類するにあたり、抽出語がどの分野に該当するかの判断に時間を要し、作業にかかる負担が大きい。影印版『家乗』五冊は合計で三四一〇頁あり、膨大なテキストに対応するためには、分類を厳選する必要がある。この点をふまえ、立項する分野としては、該当する語彙の数が比較的多いことが予想される「人名」「人を表す名称」「役職名・生業」「地名」「医学（病名・薬名等）」の五つを設定した。そのほか、該当数が比較的少ないことが予想される分野の語彙は、暫定的に「その他」に分類し、抽出結果が蓄積した段階で単独項目化するかを再検討することとした。よって、抽出作業においては、「人名」「人を表す名称」「役職名・生業」「地名」「医学（病名・薬名等）」「その他」の六項目に分類している。

二・三 分野別語彙抽出を試験的に実施し、抽出項目を決定する
 今後の方針、方法を検討するため、試験的に抽出作業を行った。

抽出は、本文を目視によって確認し該当する語彙を拾い上げるとい、手作業によって実施した。Excel一行目に十七項目を表示し、A～Q列の縦軸に各項目に該当する語が並ぶよう設定した。【表1】に示すように、A列に「人名」、B列に「地名」、C列に「寺社名」と、該当する語彙を抽出している。抽出した語を記憶し続けておくのは困難であること、同一の語彙であっても表記の一部に違いがある場合が多いことから、既に抽出した語彙であるかどうかは考慮せず、十七項目に該当する語彙を本文から見出せば抽出した。この試験的抽出をふまえて、その後の作業について方針を変更したのは、次のような点である。

まず、「人名」のほかに、「人物を表す名称」という分類を立項した。『家乗』には、人物を表す語彙の種類が豊富にあり、「公」「家君」「家兄室」といった関係性由来する語や、身分に関連する通称など、普通名詞が頻出する。こうした語彙を固有名詞と分類するため、「人名」のほかに、「人を表す名称」を立項することとした。

三 分野別語彙索引、各項目抽出の方針

本章では、分野別語彙索引の各項目それぞれの抽出方針をまとめた。全ての項目に共通することとして、抽出する語のうち、語の意味や存在自体が辞書等で確認できないものであっても、文脈によって所属する分野が推測できる語については抽出している。該当する分野を判断できないが、特徴的な意味を持つ可能性のある文字列であると見なされる場合は、「その他」に分類した。

三・一 「人名」

人物を表す固有名詞を「人名」として抽出した。姓名、姓のみ、名のみ等、固有名詞の表記に複数の形式があり、同一人物である可能性が高い場合も数多くあるが、抽出にあたって同一人物であるか別人であるかを即断することが難しいため、一字でも表記に違いがあれば、別の項目として抽出している。

固有名詞に役職が接続する場合は、役職の部分を含めて「人名」一語として抽出している。例えば、「久世大和守」(『家乗』一、一五頁四行)は「人名」として抽出し、「大和守」単体で記される場合は「役職名・生業」として抽出する。固有名詞に接続する語は役職以外にも多様なケースが想定され、接続する語をどのように処理するかについては実際の例を数多く把握したうえで検討しなければならないため、現状では「様」「殿」など、すべての接続語を含めて抽出している。固有名詞が、役職・生業を表す語彙を冠する場合は、「役職・生業」と「人名」の併記と捉え、それぞれの項目に分けて抽出する。例えば、「信使尹順之趙綱申竹棠」(『家乗』一、九頁八行)は、「役職名・生業」として「信使」一語を抽出し、「人名」として「尹順之」「趙綱」「申竹棠」の三語を抽出する。

三・二 「人を表す名称」

人物を表す名称のうち、固有名詞には該当しない語彙を、「人を表す名称」として抽出した。「家君」「伯父」など身分関係や資格を表わす普通名詞や、「名人」「牢人」のように特定の人物を指さない通称などである。

固有名詞を含む場合であっても、その語の主体が普通名詞である場合には、「人を表す名称」として抽出している。例えば、「桜井彦兵衛父」(『家乗』一、三六頁八行)は、語の主体となるのが「父」であるため、「人を表す名称」に分類する。

三・三 「役職名・生業」

役職名や生業を表す語彙を「役職名・生業」として抽出した。この項目は、「人を表す名称」との区別が難しい場合が多く、さらなる検討の必要性を感じている。今回の方針としては、固有の職業や職掌を表す名称は「役職名・生業」、身分を表す意味が強い名称は職業を想定させる語であっても「人を表す名称」に分類した。例えば、「御老中」「木戸番」は「役職名・生業」に分類し、「大名」「役人」は「人を表す名称」に分類している。

三・四 「地名」

固有の地名を表す語彙を「地名」として抽出した。複数の要素を組み合わせて一つの場所を示す語の場合は、それらすべてを一つの抽出語としている。例えば、「紀州」単体で記される場合は「紀州」として抽出し、「紀州海部郡弱山吹上村」「家乗」一、五一頁二行）はこれを一語として抽出する。外国関連の語彙は「その他」に抽出するため、「中国」「大明」などの国名・地域名は「その他」に分類する。

三・五 「医学（病名・薬名等）」

医学に関する語彙を、「医学（病名・薬名）」として抽出した。『家乗』巻一に記録されるのは、生庵が儒医として初出仕する以前の内容であるため、医学に関する語彙は少ないが、記録年代が進むにつれてこの日記の特徴を示す重要な項目になると考えられる。

三・六 「書名・芸能名」

「二・三」で挙げた抽出六項目に「書名・芸能名」の分類はないが、分野別語彙索引に立項している。「書名・芸能名」については、翻字担当が文学研究者であり、判読しやすい情報であることから、翻字の段階で『』を用いて書名・芸能名を区別していたため、今回の作業において抽出する必要がなかった。

国書データベース等で存在が確認できない名称についても、文脈から書名・芸能名と考えられる語彙については抽出している。

三・七 「その他」

三・一から三・六で挙げた項目以外に、分野別語彙索引の項目候補として挙げられたグループの語彙を中心に、「その他」として抽出した。『家乗』巻一から「その他」に分類された語彙の分野は、〈寺社名〉〈建築〉〈災害〉〈天変地異〉〈事件〉〈行

事〉〈外国〉〈器物〉〈動植物〉〈衣食住〉などである。該当する分野が判然としないう語彙であっても、特徴的なものについては、「その他」に抽出している。

四 総括と今後の課題

『家乗』巻一の分野別抽出結果は、「人名」六六五語、「人を表す名称」一三四語、「役職名・生業」一四八語、「地名」一九〇語、「医学（病名・薬名等）」一一語、「書名・芸能名」二三語、「その他」八二四語であった。「医学（病名・薬名等）」「書名・芸能名」が他の分類と比較して極端に少ないのは、『家乗』巻一が日次に記録された日記ではないという事情が大きく影響していると考えられる。『家乗』巻一は、生庵が生誕した寛永一九年（一六四二）から十六歳になる明暦三年（一六五七）までの日記であるが、これがまとめられたのは、生庵が成長してからである。生庵は、寛永一九年から慶安四年（一六五二）までの記録を寛文二年（一六七二）一二月に編修し、慶安五年（一六五二）から明暦三年までの記録は寛文四年（一六六四）一二月から翌五年二月にかけて編修した。より年代が進み、日次の記録が充実する期間になれば、日常的な勤務内容や学問への取り組みが詳しく記されるようになり、「医学（病名・薬名等）」「書名・芸能名」についても多くの結果が得られるようになるであろう。特に医学に関する語彙は、儒医であった生庵の日記において特徴的な要素の一つであり、先行研究による抽出のない分類でもあるので、生庵が初出仕を果たす寛文七年（一六六七）以降の記録における抽出結果の変化に期待したい。

生庵の執筆態度の変化、ライフステージの変化は、特に「その他」の語彙に絶え間ない変化をもたらすであろう。「その他」に分類する語彙をどのように整理するかについては、各巻の抽出作業が一段落するたびに確認する必要がある。

語彙についての検討のほか、『家乗』の記述の体裁についても、検討していかなければならない点が多い。『家乗』には引用とみられる内容が多く、その情報源もさまざまであることから、特異な形式で記述されることがある。これにより、語の該当箇所を影印版の頁数と行数で示すことを計画していたが、行をどのように考えるのかという点が課題として残った。例えば、大きな一字を書き、その下に細字四行をさらに記す箇所（『家乗』一、七五〇八〇頁）や、挿図の中に文字を配置する箇所（『家乗』一、一三三三頁）など、該当行の結果表示を極端に難しくする記述がある。『家乗』の語彙と体裁の多様性に由来する、分野別語彙索引を作成するうえでの課題について、今後も考えていきたい。

注

- 1) 『家乗』には寛永一九年から元禄十年までの間の記述に一部欠落がある。『家乗』内の欠落は、延宝九年(一六八一)九月一日から天和三年二月三十日まで、元禄六年六月一日から元禄七年二月二十九日までの、二箇所である。生庵の『家乗』執筆期間とその方法の関係性については、西岡直樹「日記のなかの『日常』」(『日常』のなかの近世——ある小さきものの物語)清文堂、二〇二三年)に詳しい。
- 2) 『紀州藩石橋家家乗』一(和歌山大学紀州経済史文化史研究所、清文堂、一九八四年)。
- 3) 土田衛『家乗』芸能記事一覧(『藝能史研究』八四号、藝能史研究会、一九八四年)。
- 4) 長友千代治『紀州藩石橋家家乗』の読書記事(『近世の読書』日本書誌学大系52、青裳堂書店、一九八七年)。
- 5) 渡辺弘子(卒業論文資料抄)近世前期における一儒医の読書生活——『家乗』を資料として——(『近世レポート 成城大学近世ゼミナール会報』四号、近世文学ゼミナールOB会、一九八六年)。
- 6) 西岡直樹(『日常』のなかの近世・出仕への道——紀州藩家老三浦家文書『家乗』を素材として——)(『人文學』一八〇号、同志社大学人文学会、二〇〇七年)。
- 7) 【表1】E列4行は「餓」[U+8349]。「[U+8349]」は「葷」(第3水準漢字)のUnicode。漢字を翻字する場合、第3水準以上の漢字はUnicodeを使用した。
- 8) 抽出した語彙を遺漏や錯誤なく索引に反映させるための確認方法については、「近世の日記『紀州藩石橋家家乗』を対象とした索引作成支援プログラムの開発」(西倉有晟・田島孝治・堅田陽子『人文科学とコンピュータシンポジウム論文集』Vol.2024, No.1、情報処理学会)に報告した。
- 9) 『家乗』から本文を引用する際には、影印版の該当箇所を「〔家乗〕冊数、頁数行数」で示す。
- 10) 「人名」が突出して多いのは、姓名、姓のみ、名のみをそれぞれ一つの項目として抽出し、敬称のある語と無い語もまた区別して抽出しているため、同一人物を表す複数の語彙が存在することが影響していると考えられる。
- 11) 西岡直樹「日記のなかの『日常』」(『日常』のなかの近世——ある小さきものの物語)清文堂、二〇二三年、一〇頁)。また、『家乗』の記録方法について、「彼の日記執筆に関する作業は、大きく、a. 日次執筆(日ごとの事がらを、毎日書く)、b. 編修執筆(過去のある時期の日々を、のちに整理しまとめて書く)、c. 校正・編集(以前に書いた記事の一部を、のちに訂正や追加・削除する。日記を区切る後述。冊子に綴じる。など)の三つに分けられる」(同書七頁)と整理している。
- 12) 西岡直樹11)。「家乗」の記録内容の変化と、生庵が日記に残す文言に注目し、生庵がより詳

細な日記を残そうという意欲を高め、執筆態度を変化させていく流れを解説する。

付録 『家乗』巻一、分野別語彙索引(一部)

次頁より、『家乗』巻一を範囲とする分野別語彙索引を付録する。紙幅の関係で、各分野最初の頁ずつの収録となった。「医学(病名・薬名等)」と「書名・芸能名」は、『家乗』巻一における語彙数が少なかったため、あわせて一頁に示している。

〔凡例〕

一、語彙の該当箇所を、『紀州藩石橋家家乗』(一〜五、和歌山大学紀州経済史文化史研究所、清文堂、一九八四年)の冊数、頁数によって示す。語彙の下にある丸囲み数字は冊数、その下に続く数字は頁数を示す。(今回は全ての語彙が『紀州藩石橋家家乗』第一冊から抽出されているため、①のみとなっている)

例 「阿部 ①47」『家乗』第一冊四七頁に「阿部」の語がある。

一、語の配列は、それぞれの語の一字目を基準とし、一字目に漢字を使用する語群を先に、語の一字目に仮名を使用する語群を次に配列する。

一、漢字、仮名それぞれの語群を、五十音順に配列する。漢字の語群は、音読みの五十音順に配列する。

一、おどり字が語頭に配置される語の場合は、原本の表記を先に提示し、その下に該当する字を宛てた表記を括弧書きで示す。語の配列は、おどり字ではなく、該当する漢字の音読みに拠る。

例 「々屋和尚(湯屋和尚) ①60」

「トウオクワシヨウ」と読んで五十音順のなかに配列する。

一、旧字・異体字は新字に統一する。

一、濁点のある読みであることが明らかである場合、濁点を補う。

一、漢字、仮名の用字については原本の表記のまま抽出し、ひらがなの語を漢字に改めて項目を統一するといった加工はしない。

一、割書で記される内容は「〜」で示す。

本稿は、日本学術振興会・二〇一九年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金) 基盤研究(C)「紀州藩石橋家家乗の総索引作成と研究」(課題番号19K0363 研究代表者・堅田陽子)の研究成果の一部である。

人名

伊丹	伊達源十郎	伊達源左衛門	伊左衛門〈権十郎父〉	安兵衛	安藤佩帯	安藤与十郎	安藤与衛門	安藤忠兵衛	安藤帯刀長	安藤氏帯刀先生	安藤氏	安藤右京殿	安藤	安公主	渥美甚五左衛門	渥美次郎衛門	渥美源太左衛門	渥美源五郎	阿部豊後守殿	阿部豊後守	阿部対馬守	阿部千勝	阿部市正	阿部				
① 32	① 47	① 91	① 96	① 93	① 36	① 56	① 91	① 42	① 94	① 63	① 94	① 57	① 101	① 15	① 58	① 101	① 94	① 36	① 98	① 93	① 35	① 42	① 33	① 35	① 46	① 41	① 41	① 47
伊丹氏三郎衛門	伊藤又兵衛	伊豆	伊豆殿	伊兵	一條内府殿	右京	右馬助	右馬頭様	雲慶	永井大学	永井日向守	永谷庄助	英玄悦可	垣谷十郎兵衛	遠藤兵衛門	塩尾角右衛門	於布利〈公賢娘字奉号〉	王莽	王陽明	応昌	桜井彦兵衛	桜井三大夫	奥津三十郎	奥津十右衛門	奥村権之丞			
① 63	① 64	① 75	① 78	① 27	① 44	① 31	① 41	① 68	① 31	① 43	① 34	① 95	① 60	① 93	① 95	① 66	① 60	① 90	① 27	① 14	① 36	① 37	① 36	① 14	① 95	① 60	① 42	
奥村八左衛門	下条弥衛門	下村忠右衛門	加々爪十兵衛	加藤一郎衛門	加藤龜助	加藤弥八郎	加納五郎左衛門	花井伊太夫	花町様	河村彦左衛門	歌舞妓源左	海野五郎三郎	海野兵九郎	海野兵左衛門	海老名五郎衛門	覚雲院日勢	菅為安	菅久太夫	菅沼主税	関口門三郎	関根又左衛門	関平兵衛	丸橋	丸橋忠弥	喜衛門			
① 42	① 96	① 66	① 64	① 36	① 37	① 92	① 97	① 61	① 59	① 97	① 34	① 64	① 64	① 94	① 61	① 22	① 46	① 96	① 43	① 64	① 64	① 92	① 35	① 43	① 7			

人を表す名称

家臣	① 53 ① 67 ① 101	家持	① 55	家嗣	① 9	家敵	① 21	家兄婦人	① 58	家兄室	① 61	家兄	① 51 ① 52 ① 53 ① 91	家君	① 23 ① 3 ① 11 ① 13 ① 21	家翁	① 54 ① 57 ① 101	火付盗人	① 73	下手大工	① 74	横目	① 85	横須加番頭	① 67	桜井三大夫子	① 37	桜井彦兵衛父	① 36	翁	① 45 ① 84 ① 89 ① 86 ① 87	王	① 59 ① 86	栄樹	① 53	一品法親王	① 25	伊丹氏婦人	① 91	悪臣	① 47 ① 48 ① 49						
御仲間	① 36	御三人様	① 69	御供廻	① 94	御供	① 18 ① 98	御為者	① 31	現成院殿之弟	① 22	彦兵衛母	① 36	賢臣	① 82	権十郎母	① 36 ① 82	兄弟	① 82	軍記者	① 37	君	① 49 ① 18 ① 19 ① 58 ① 34 ① 48	金持	① 85 ① 83 ① 38 ① 81	狂人	① 40	舅父酒井公	① 3 ① 29	九津見吉左衛門之女	① 52	乞食	① 35 ① 72	喜左衛門子	① 67	奸人	① 35	海賊	① 76 ① 77	俄乞食	① 73	家夫人之弟	① 30	家弟猪之助嬰	① 23	家弟猪之助	① 21
孺人	① 65	酒井公	① 30	若衆	① 31	侍	① 38 ① 86 ① 89 ① 92	四民	① 86	士農工商	① 86	死人	① 55 ① 56 ① 69	四国猿	① 87	子共	① 27 ① 75 ① 76 ① 77	三ぞく	① 77	妻子	① 83	妻	① 75 ① 76	合人	① 6	黄巾の賊	① 84	皇子	① 21 ① 23	皇	① 59	行人	① 14 ① 73 ① 74	公母堂	① 9	公之弟	① 61	公之賢娘	① 63 ① 91	公賢娘	① 60	公	① 53 ① 54 ① 55 ① 65	御役人	① 11 ① 13 ① 21 ① 23 ① 87		

役職名・生業

伊予守	① 17	御傘中間	① 102
医者	① 59	御城上臈	① 31
一季居奉公人	① 101	御譜代	① 87
院使	① 44	御歩行者	① 92
右典厩	① 46	御歩行衆	① 94
右筆	① 32	御歩行小頭	① 93
羽林	① 46	御歩衆	① 36
越前大守	① 17	御目付	① 102
遠左辺	① 100	御輿轅昇	① 94
押之者	① 100	御輿建	① 97
家老中	① 102	御輿輿昇	① 96
歌舞妓の子共	① 27	御老中	① 102
賀州太守	① 13	公儀	① 102
駕輿丁	① 92	公方様	① 45
開基	① 9	皇太后使	① 46
学侶	① 14	興昇	① 98
鏝壳	① 50	左大将	① 44
看守	① 65	左典厩	① 11
飢饉かし	① 49	左武衛公	① 57
京の所司代	① 31	宰相公臣	① 93
軍記者	① 37	参議	① 17
月行事	① 56	讚岐守	① 40
古金買	① 73	仕置衆	① 72
五奉行衆	① 6	四品	① 46
呉服屋	① 88	糸打	① 88
		施本の衆	① 72
		侍従	① 42
		執権	① 91
		執政	① 82
		若いしや	① 28
		儒者	① 48
		従事官	① 62
		所司代	① 61
		諸侯	① 22
		女院使	① 44
		小姓	① 50
		小姓男	① 32
		將監	① 72
		將軍	① 72
		將軍家使	① 101
		將軍様	① 6
		詔使	① 46
		上皇使	① 46
		上使	① 15
		織布屋	① 88
		心学者	① 27
		信使	① 9
		新院使	① 44
		新老中	① 31
		正一位太政大臣	① 33
		正使	① 62
			① 31
			① 44
			① 51
			① 49
			① 91
			① 15
			① 46
			① 46
			① 6
			① 101
			① 72
			① 72
			① 32
			① 50
			① 44
			① 22
			① 61
			① 62
			① 48
			① 28
			① 82
			① 91
			① 42
			① 72

地名

吉原	紀府	紀州海部郡吹上	紀州海部郡弱山吹上村	紀州	丸之内	丸屋町	関東	桧物町二丁目	海部郡吹上	下之野州日光山	下之野州壬生	下之野州	横山町	桜田大名町	桜田下馬	越中	越之前州	羽州	壹岐	伊勢	衣笠山	愛宕	阿波								
				① 66	① 3	① 30	① 71	① 91	① 54	① 68	① 56	① 33	① 55	① 3	① 10	① 52	① 53	① 80	① 69	① 77	① 43	① 30	① 60	① 34	① 43	① 28	① 58	① 13	① 69	① 43	
① 80	① 60	① 3	① 51	① 54	① 92	① 65	① 68	① 56	① 33	① 55	① 3	① 10	① 52	① 53	① 80	① 69	① 77	① 43	① 30	① 60	① 34	① 43	① 28	① 58	① 13	① 69	① 43				
江府	江城	江州片田	江戸日本橋一丁目	江戸城	江戸	甲州天目山	甲州大野	甲州	広瀬通町	広瀬三木町	広瀬	呉服町	虎ノ御門	堀前	筋かひ橋	京中	京	菅根	熊野浦	旧鷹匠町	久野	九州									
				① 72	① 50	① 14	① 25	① 37	① 31	① 63					① 78	① 6															
	① 54			① 73	① 67	① 25	① 37	① 31	① 63						① 88	① 89	① 76														
① 23	① 61	① 45	① 55	① 102	① 81	① 70	① 39	① 10	① 54	① 54	① 64	① 65	① 64	① 68	① 69	① 64	① 68	① 89	① 102	① 77	① 23	① 45	① 68	① 37	① 30						
信濃	常州	城州免道	上野	上榎町	上之総州東金	駿州府中	駿州	駿河二條	駿河	秋津洲	須田町	弱山	車坂	四日市駅	山口	山王	三木町	三十間堀五丁目	三州岡崎	三州	細工町	左兵衛町	糀町	高野	岡崎						
				① 32																											
① 42	① 29	① 25	① 71	① 55	① 52	① 37	① 35	① 74	① 59	① 84	① 80	① 58	① 68	① 91	① 94	① 69	① 65	① 55	① 29	① 55	① 64	① 56	① 69	① 13	① 29						

医学 (病名・薬名等)

陰虛火動
外科
外境
驚風
脹滿
病
疱瘡
本道
妙薬
薬

① ①
59 31
・
① ①
61 32
① ① ① ①
65 59 57 91 23 65 65 72

孫子
太平記
大学
大成論
中庸
内経
本義難経
万病回春
孟子
魯論
論語

① ①
27
・
① ① ① ① ① ① ① ①
52 52 53 59 57 57 53 54 52 54 34

書名

運氣論奥
格致
寛永諸家系図伝
錦繡段
犬追物語
原病式
古文
察病指
三体詩
山谷
正伝或問
俗解難経

① ①
61 53
・
① ① ① ① ① ① ① ① ① ①
54 54 63 54 54 53 57 22 54 11 54 61

遠流	遠国	猿	煙	援兵	炎上	円糸	詠歌	羽織	羽書	右筆部屋	一もん銭	一切経	遺跡	維那	帷子	異域	位記	衣類	衣服	伊勢参宮	庵	安礼紗	安弥陀	阿房殿	その他	
																		① 85 ・ ① 88 ・ ① 89	① 89	① 28	① 58	① 62	① 31	① 84		
① 40 ・ ① 48	① 87	① 63	① 69 ・ ① 74	① 17	① 13 ・ ① 51	① 62	① 45	① 82	① 68	① 34	① 48	① 14	① 22 ・ ① 31	① 60	① 42	① 62	① 46	① 89	① 89	① 28	① 58	① 62	① 31	① 84		
科	仮木戸	仮屋	火本	火付	火のこ	火難	火葬	火消				火事	火災	火克金	火くち	火廻	火花			火(火災)	下りめんるい	屋敷わり	横雲正宗	奥嶋	轅	閻魔堂
① 15 ・ ① 101	① 74	① 22	① 68	① 88	① 31 ・ ① 73 ・ ① 81	① 84 ・ ① 85 ・ ① 90	① 51	① 68	① 89	① 86	① 75	① 65	① 72	① 32	① 55	① 72	① 89	① 83	① 74	① 28	① 80	① 70	① 62	① 94	① 82	
還御	感陽宮	寛永諸家系図	漢家	漢	菅笠	陥都	官舎	官位	郭公	鰯	害(動詞)	松杓	改元	灰燼	廻禄	回禄	介錯	餓琴	雅楽	歌舞妓	嫁御(動詞)	嫁(動詞)	夏旱	家臣	家作	
① 11 ・ ① 21 ・ ① 23 ・ ① 29	① 84	① 11	① 84	① 90	① 86 ・ ① 27	① 11	① 100	① 15	① 45	① 50	① 60	① 88	① 61	① 83	① 101	① 17	① 18	① 9	① 72	① 34	① 57	① 91	① 57	① 101	① 86	
① 11 ・ ① 21 ・ ① 23 ・ ① 29	① 84	① 11	① 84	① 90	① 86 ・ ① 27	① 11	① 100	① 15	① 45	① 50	① 60	① 88	① 61	① 83	① 101	① 17	① 18	① 9	① 72	① 34	① 57	① 91	① 57	① 101	① 86	

Difference by Grade in Metacognitive Awareness of Reading for the Same Major Students

Naoki SATAKE

Synopsis

The research investigated the difference by learners' grade in the metacognitive awareness of reading strategy. Few eyes are on the difference by students' grade in metacognitive awareness of reading strategy, and also simple comparison by grade is insufficient if we do not take their majors and other background factors into account. That is why we shed light on the difference between the students of 1st grade of a technical college and those of its 3rd grade, whose majors are the same. There were no statistical difference between the two grades in any items of the survey, and we deep dived into the items where the significant tendency was found.

1. Introduction

Teachers and learners are both likely to stick to improve language skills per se. However, metacognitive awareness, recognizing learners' learnings objectively, is also a key player, helping to improve the teachers' quality of instruction and learners' performance. It is also what is called "cognition of cognition".

For example, metacognitive awareness in reading involves planning (i.e., identifying a purpose for reading and choosing particular actions for readers' goals), monitoring (i.e., regulating and redirecting the readers' commitments while reading to achieve their goals) and evaluating of the reading process (i.e., readers review their cognitive capacity to carry out tasks) (Hudson, 2007).

Several studies have looked into the relationship between metacognitive awareness and reading. Yet, little attention has been focused on the difference by students' grade (school-year) in the metacognitive awareness of reading strategy. This paper will elaborate on the difference between the students of 1st grade of a technical college and those of its 3rd grade. Their majors are the same.

2. Metacognitive Awareness and Reading

Metacognitive awareness represents the ability to reflect on, understand, and control learners' learning (Shaw & Dennison, 1994). Hudson (2007) says that metacognition acts as a stripe of managerial control to leverage a particularly-employed reading strategy. He

states that it involves both what is known about cognition and how that cognition is managed.

In the explanation of Cubukcu (2008), it includes 1) elaboration strategies such as the building of links to prior knowledge, or memory strategies such as note-taking; 2) metacognitive control strategies, which entails planning and monitoring learning activities, and evaluating learning outcomes and adapting to varying task demands and difficulties; and 3) resource management, concerned with the control of time management and other general conditions linked with learning.

When it comes to reading, top-down processing, bottom-up processing, and schemata in its strategy are utilized. In top-down processing, readers interpret assumptions and draw inferences (Nuttal, 2005). According to Nuttal (2005), readers draw on their own intelligence and experience, which trigger predictions based on prior knowledge to understand texts. When they try to catch the overall purpose of the texts or grasp a rough idea of the writers' argument pattern, their conscious use of the process is possible. He adds that the top-down approach provides a sense of perspective and leverages what the reader brings to the texts, including prior knowledge, common sense and so forth, which have sometimes been undervalued in reading lessons.

As for bottom-up processing, a reader works on the construction of meaning from letters, words, phrases, clauses, and sentences by processing a text into phonemic units that represent lexical meaning, and then builds up meaning in a linear manner (Hudson, 2007). Reading can be conducted in such a linear fashion. Hedge (2002)

*一般科目

describes how it is used to explain the decoding of letters, words, and other language features in the text while reading.

Moreover, Adams and Collins (1979) and Rumelhart (1980) refer to a schema in reading (cited in Carrell & Eisterhold, 1983). In their claim, the schema theory means that comprehension is a process interacted between the text and the reader's prior knowledge. With the theory, we can stress the importance of background knowledge within a psycholinguistics model of reading.

Researches have made it clear that readers use a lot of different strategies, and good readers tend to leverage the most effective strategy that leads to complete processing of the text (Hudson, 2007). Carrell (1989), whose research has been cited by a lot of researchers, set thirty-six items about reading in her questionnaire. The subjects of her study were ESL college students and native speaker of English studying Spanish. Her results showed that younger L1 readers and less proficient readers were likely to recognize reading as the construction of word decoding. They were less likely to focus on a meaning construction process.

Also, there is a study by Taki (2016) comparing the use of metacognition in L1 readers of different language backgrounds, considering the influence of each L1 on L2 reading. In this study, the participants were 52 Canadian college students as English L1 readers and 38 Iranian university students whose L1 is Farsi and whose L2 is English. They completed three reading tasks on the Web, and their perceptions about their strategy uses were assessed with a survey of reading strategies. The Canadian participants perceived that they were employing mostly higher-level reading strategies, the top-down approach, where the Iranian participants recognized that they, for the most part, favored the bottom-up approach.

However, few eyes are on the difference by learners' grade in metacognitive awareness of reading strategy. Also, simple comparison by grade is insufficient because it is not taking their majors and other background factors into account. If a research compares the awareness level of students majoring in English with that of students specialized in engineering, it is easy to predict that the former will demonstrate even higher level. The focus of the present study will be on the difference between the same-major students of 1st grade of a technical college and those of its 3rd grade.

3. Survey

3.1 Participants

A total of 79 participants took part in the present survey. 40 participants were first-year students, and the rest 39 students were third-grade students at a national college of technology. They all belong to the electronic controlling department. In the survey, they completed the questionnaire shown in section 3.2. In this paper, we label the 1st grade students as Group 1 and the 3rd grade students as Group 2.

3.2 Questionnaire

The questionnaire concerned with metacognitive awareness of reading strategy was developed on the basis of Carrell (1989), Ishihara (2000) and Ueno (2023). It was divided into five types of awareness: 1) the time when readers read, 2) the time when they have difficulty in reading, 3) specific focus for effective reading, 4) difficult parts of reading, and 5) views on proficient readers. Each type has five items, totaling 25 items.

3.3 Data Analysis

To find out the difference between the 25 responses of Group 1 and those of Group 2, t-tests were performed. With the results, our research moved into the consideration of the difference by students' grade in metacognitive awareness of reading strategy.

4. Results and Discussion

Table 1. The Difference in Each Factor Between the Two Groups

	Group 1 (n = 40)		Group 2 (n = 39)		t-value
	M	SD	M	SD	
1) the time when readers read	17.03	4.19	16.82	3.06	.247
2) the time when they have difficulty in reading	17.73	2.00	17.79	2.34	-.143
3) specific focus for effective reading	17.83	3.29	17.64	2.39	.284
4) difficult parts of reading	18.10	2.60	18.08	3.18	-.041
5) views on proficient readers	18.75	3.19	18.28	3.34	.636

The first result we look at is about the differences in the five types between the two groups (see Table 1 and Figure 1). It saw no significant differences in each type (Type 1, $t(77) = .247, p = 0.805, d = 0.06$; Type 2, $t(77) = -.143, p = 0.887, d = -0.03$; Type 3, $t(77) = .284, p = 0.777, d = 0.06$; Type 4, $t(77) = -.041, p = 0.967, d = -0.01$; Type 5, $t(77) = .636, p = 0.527, d = 0.14$). In each type,

the statistical difference by grade for the same major students was not confirmed.

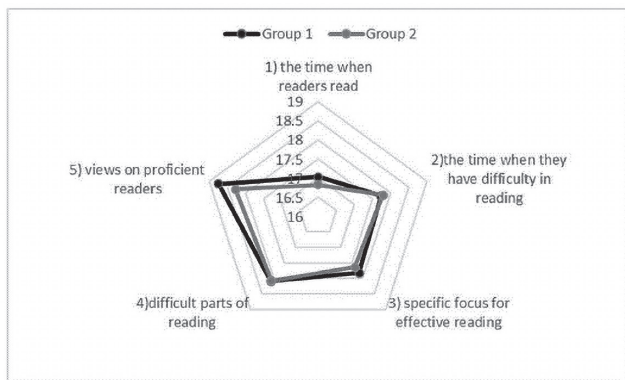


Figure 1. Schematizing Table 1

On an individual basis, there were no statistical difference between the two groups in any items. However, the difference in two items (Item 10 and 20) tended to be significant as you can see below.

In Item 10, the mean score of Group 2 was higher than that of Group 1, $t(77) = -1.755$, $p = 0.080$, $d = -0.40$ (see Table). The third grade students were more likely to give up reading in the activity. It is difficult to say that higher grade students are growing their constant and tenacious attitude toward reading.

Table 2. The Item Showing the Significant Tendency Between the Two Groups (Item 10)

	Group 1 (n=40)		Group 2 (n=39)		t-value
	M	SD	M	SD	
10. Giving up reading	2.20	1.22	2.67	1.10	-1.755 †

Note. † .05 < p < .10.

Item 20 shows that the mean score of Group 1 was higher than that of Group 2, $t(77) = 1.975$, $p = 0.052$, $d = 0.45$, as represented in Table 3. The first grade students have more tendency to attempt to get the overall message from reading texts. This result cannot demonstrate that the older they are, the higher-level reading strategies they are using.

Table 3. The Item Showing the Significant Tendency Between the Two Groups (Item 20)

	Group 1 (n=40)		Group 2 (n=39)		t-value
	M	SD	M	SD	
20. Grasping what the whole message says	3.73	0.81	3.28	1.15	1.975 †

Note. † .05 < p < .10.

4. Summary

The present research has looked into the difference by learners' grade in the metacognitive awareness of reading strategy. Little attention has been paid to the difference by students' grade in metacognitive awareness of reading strategy, but we shed light on the difference between the students of 1st grade of a technical college and those of its 3rd grade, whose majors are the same.

As a result, it should be noted that the first grade students tend to attempt to get the overall message from reading texts, whereas the third grade students have tendency to give up reading in the activity. However, there were no statistical difference between the two grades in any items of the survey.

As the further study, there is room for the larger-scale investigation. Also, it will be fruitful to probe what kind of metacognitive skills in reading the students themselves want to focus on for its improvement going forward.

References

Ishihara, Y. (2000). Riidingu to lisuingu ni taisuru metaninchi nouryoku no hikaku: nihonjin cyuukousei no ninshiki wo cyuushinn toshite [Comparison of Metacognitive Awareness in Reading and Listening: On the Development at Japanese Junior and Senior High School Level]. *CASELE Research Bulletin*, 30, 265-273.

Carrell, P., & Eisterhold, J. (1983). Schema theory and ESL reading pedagogy. *TESOL Quarterly*, 17, 553-573.

Carrell, P. L. (1989). Metacognitive awareness and second language reading. *The Modern Language Journal*, 73, 121-134.

Cubukcu, F. (2008). How to Enhance Reading Comprehension through Metacognitive Strategies. *Uluslararası Soysal Araştırmalar Dergisi*, 1, 83-93.

Hedge, T. (2000). *Teaching and learning in the language classroom*. Oxford: Oxford University Press.

Hudson, T. (2007). *Teaching second language reading*. Oxford: Oxford University Press.

Nuttall, C. (2005). *Teaching reading skills in a foreign language*. London; Tokyo: Macmillan.

Schraw, G., & Dennison, R. S. (1994). Assessing metacognitive awareness. *Contemporary Educational Psychology*, 19, 460-475.

Taki, S. (2016). Metacognitive Online Reading Strategy Use: Readers' Perceptions in L1 and L2. *Journal of Research in Reading*, 39, 409-427.

Ueno, Y. (2023). Gakujiyutsu teki na dokkai ni okeru jyoshi daigakusei no metaninchi houryaku to eigo dokkairyoku no kankei [Investigating metacognitive reading strategies in academic reading among Japanese female university students]. *LET (Japan Association for Language Education and Technology) Kansai Chapter collected papers*, 21, 59-74.

高専における「合理的配慮・教育的配慮」のあり方

—A高専での実践を通して—

橋本 治

How to Provide “Reasonable Accommodation and Educational Accommodation” in Technical Colleges —Through Practice at A Technical College—

Osamu Hashimoto

Synopsis

The revised Act on the Elimination of Discrimination against Persons with Disabilities will come into effect on April 1, 2024, making it mandatory for not only government agencies but also businesses to provide reasonable accommodation. Now that reasonable accommodation is to be provided throughout Japan, it is hoped that educational institutions will implement it more appropriately. Given that providing reasonable accommodation is also an urgent issue in technical colleges, this study was carried out. We hoped to raise the overall awareness and confidence in providing reasonable accommodation by summarizing the state of “reasonable accommodation/educational accommodation” in technical colleges through the practice of A Technical College and communicating this to all faculty and staff at A Technical College. We compared the survey results (before and after) to measure confidence, and summarized this study, including the fact that confidence increased significantly.

1. はじめに

筆者はA県に関わりが多く、県内の幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を、13年間で延べ1500か所以上巡回相談をしている。その70%以上が発達障害に関わる相談で、当然「合理的配慮・教育的配慮」をどうするかという相談は多く出てくる。

例えば、ある中学校で集団が苦手な発達障害の生徒が合理的配慮を求めた場合、別室で個別の対応をしてもらえる（当然担当の教員等がついてくれる）。試験をそこで受けることは可能だし、提出物等も出せば評価してもらえる。もちろん「全出席」である。これは高等学校においては認めてもらえない場合が多く、その部分は高専と同じであるが、高等学校には「通級指導教室」という特別支援教育はかなり入っており、そこは高専と違う。

特別支援教育ができない高専で、どのような「合理的配慮・教育的配慮」ができるかを、図4：『A高専における障害等を有する学生に対する配慮の流れ』に従い、A高専の実践を通して述べていこうと思う。

2. 障害者差別解消法（合理的配慮）における国の施策、および独立行政法人国立高等専門学校機構の対応要領

障害者差別解消法（正式名：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が、どのような経緯で成立してきたかを表1に示す。次に、「障害者差別解消法の成立・施行」(2.1)と、「改正障害者差別解消法成立・施行」(2.2)の概略を述べる。そしてそれらに対し、独立行政法人国立高等専門学校機構が、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（改正）」(2.3)を出しているのを示す。

表1 障害者差別解消法に関する経緯¹⁾

2006（平成18）年12月	第61回国連総会において障害者権利条約を採択
2007（平成19）年9月	日本による障害者権利条約への署名
2008（平成20）年5月	障害者権利条約が発効
2011（平成23）年7月	障害者基本法改正法の成立（一部を除き公布日施行）
2013（平成25）年6月	障害者差別解消法の成立（1）

2014 (平成26) 年 1 月	障害者権利条約の批准書を寄託
2 月	障害者権利条約が我が国について発効
2015 (平成27) 年 2 月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の策定
2016 (平成28) 年 4 月	障害者差別解消法の施行 (1)
6 月	第 1 回政府報告書提出
2019 (平成31) 年 2 月	障害者差別解消法の見直しの検討開始
2020 (令和 2) 年 6 月	障害者政策委員会において障害者差別解消法に関する意見書取りまとめ
2021 (令和 3) 年 5 月	改正障害者差別解消法の成立(2)
2023 (令和 5) 年 3 月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の改定
2024 (令和 6) 年 3 月	独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 (改正) (3)
2024 (令和 6) 年 4 月	改正障害者差別解消法の施行・改定基本方針の適用 (2)

(2.1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (2013年 6 月成立, 2016年 4 月施行)²⁾

目次
第一章 総則 (第一条～第五条)
第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 (第六条)
第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の解消するための措置 (第七条～第十三条)
第四章 障害を理由とする差別の解消するための支援措置 (第十四条～第二十条)
第五章 雑則 (第二十一条～第二十四条)
第六章 罰則 (第二十五条・第二十六条)
附則

本論文に大きく関係する部分のみ記述する.

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法 (昭和四十五年法律第八十四号) の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差

別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害 (以下「障害」と総称する。) がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(2.2) 改正障害者差別解消法の施行・改定基本方針の適用 (2021年 5 月成立, 2024年 4 月施行)³⁾

本論文に大きく関係する部分のみ記述する.

我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会 (共生社会) を実現するため、「障害者差別解消法」を定めています。

「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から「社会の中にあるバリア (障壁) を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関等及び事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことです。「合理的配慮の提供」は、これまで行政機関等は義務、事業者は努力義務とされていましたが、改正法により、令和 6 年 4 月 1 日から事業者も義務化されることとなります。

表1 合理的配慮の提供の義務化（改正後）

	行政機関等	事業者
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務

「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。事業者は、主な障害特性や合理的配慮の具体例などを予め確認した上で、個々の場面で柔軟に対応を検討することが求められます。

令和5年3月には、改正法の円滑な施行に向け、政府全体の方針となる基本方針が改定されました。改定後の基本方針のポイントは以下のとおりとなります。

- ・「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」に関する例を新たに記載
- ・行政機関等・事業者と障害のある人の双方の「建設的対話」と「相互理解」が重要であることを明記
- ・国及び地方公共団体が連携協力して対応できるよう、内閣府が以下について検討することを新たに記載
 - 事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけ(各省庁)
 - 適切な相談窓口に「つなぐ役割」等を担う国の相談窓口の設置

今後は、改定後の基本方針に基づいて、各省庁で事業者の取組に資するためのガイドライン（対応指針）を見直すこととなるほか、内閣府でも国民全体への周知啓発を実施するなど、改正法の円滑な施行に向けた取組を着実に進めていきます。

(2.3) 独立行政法人国立高等専門学校機構の対応要領⁴⁾

「独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」は、平成28年3月24日に制定されたが、令和6年3月15日に改正されている。ここでは、改定版の中で、本論文に大きく関係する部分のみ記述する。

(目的)

第1条 この対応要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の役員及び教職員*（非常勤の役員及び教職員を含む。以下「役職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めたものである。

*教職員…平成28年の機構の改定要領では「職員」

(定義)

第2条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第一号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害の社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、機構における教育及び研究、その他機構が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 役職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者に対し、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、役職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 役職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、役職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(相談体制の整備)

第7条 監督者は、役職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談に的確に対応するため、相談窓口を設置し、これを公表するものとする。

2 前項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。

3 前項の窓口については、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第8条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、役職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 監督者は、役職員に対して、障害の特性を理解させ、障害者へ適切に対応するために意識の啓発を図るとともに、新たに役職員となった者に対して、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、研修を実施するものとする。

3 理事長は、新たに監督者となった者に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。

合理的配慮の例（対応要領⁴⁾に係る留意事項 第6）

合理的配慮の例としては、次に掲げるとおりである。なお、これらの例はあくまでも例示であり、第4で示した合理的配慮の性質を踏まえ、提供する内容は具体的場面や状況に応じて柔軟に検討するものであること、記載されている例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例）

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡す。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す、パンフレット等の位置を分かりやすく伝えるなどする。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、役職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際に、障害者本人に対し直接、知らせたり誘導をしたりすること。
- イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取ったうえで、落ち着いた様子ときは個室等に誘導する。
- 視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際同性の役職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の役職員が案内する。

（合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例）

- 筆談、読み上げ、手話など多様なコミュニケーション手段やUDフォントへの変更等の工夫を用いる。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器を活用するなどして意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。

- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たっては、役職員が出席者の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。（ルール・慣行の柔軟な変更の例）
- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 障害者の来訪が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。
- 試験の実施にあたり、障害の種類及び程度に応じて、実施方法等について配慮する。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討する。

3. 問題と目的

ここでは、①高等教育機関である高専においては、「特別支援教育」はできないことにどう対応するか、②「合理的配慮・教育的配慮」を理解する上で、教職員の自信度をどう上げるか、について論じていく。

(3.1) 特別支援教育ができないことをどう補完するか

第18回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修会の資料「高専の合理的配慮」⁵⁾には、『高専は高等教育機関であり「特別支援教育」はできない。ただし、権利擁護は最優先されるべきで、支援の程度を落として良いというわけではない。合理的配慮は確実に提供しなければならない。』とある。

筆者は、2年程前の2022年11月24日に岐阜県全小中学校長対象の研修「特別支援教育の重要性、その再認識と保小中高の接続について」⁶⁾を担当したが、合理的配慮の対象

で一番多い発達障害の児童生徒に対して、小中学校では何らかの特別支援教育（特別支援学級、通級指導教室等）を提供している。また、通常の高等学校においても特別支援教育である「通級指導教室」はある程度設置されている中、高専においてはそれらを利用することはできない。

高専においても、「合理的配慮・教育的配慮」を考えるうえで、この特別支援教育が担っている部分が少なからず存在していると考えられる。そこで、これを今の制度をどう活用すれば可能かについて、A高専の実践を通して明らかにすることを、一つ目の目的とした。

(3.2) 「合理的配慮・教育的配慮」をする上での自信度の向上

A高専においては「合理的配慮・教育的配慮」を組織として扱い、約2年半の取り組みがなされてきた。しかし、全教職員の意識や自信が向上したかと考えてみると、まだ関わりの少ない方も多くみえるのが実情である。やはり「合理的配慮・教育的配慮」を理解する上での自信度を、例えば今回のような全教職員研修を通して高めることができれば良いのではないかと考えた。

先行研究として、筆者は『「A県の生徒指導主事が抱える喫緊の課題への対応」のあり方⁷⁾』についてまとめている。ここでは、かなり困難な3つのケース（ケース1：自殺未遂、ケース2：発達障害、ケース3：不登校・ひきこもり）についてのその自信度を調べた。ケースの内容は以下のようなものである。

ケース1…高校1年生女子（自殺未遂）

中学校時代から不安が強く情緒的に不安定なことがあり、時々リストカットをしていた。高等学校に入学してさらに不安定になり、リストカットも頻繁になってSCの相談を受けたり、心療内科にも通いはじめた（うつ病と診断される）。7月、「死にたい」と書いて自宅2階から飛び降りた。そのまま入院（外科⇒精神科）、9月から学校に戻ってくるが、どのように対応していくとよいか。

ケース2…小学4年生男子（発達障害）

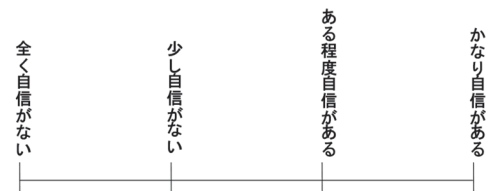
小学校1年生の夏休みにアスペルガー症候群（AD/HDもあると医師）の診断を受けた。暴言・暴力はあったが、ひどくはなく、2年生が終わった。3年生になって悪化し、離席・暴力も多く、医師は薬の量をかえたり、学校の関係者とも連携を取ったが、改善はしなかった。ある日の通学班での下校の時、道に落ちていたこぶし大の石を何気なく投げ、近くの子の頭に当たって12針縫うけがをさせた。今後どのように対応していくとよいか。

ケース3…中学2年生男子（不登校・ひきこもり）

小学校5年生になって時々休んだ。それでも夕方近所で遊んでいたため、5月の連休明け、担任（男性）は「怠け」と判断した。ある休んだ日、家の中に入って行って本人を無理やり連れていこうとした。本人があまりにも激しく抵抗したので、担任はあきらめた。その子はその後3年以上家を出ることもできなかった。中2の秋、中学校の校長先生が橋本を紹介し、保護者の許可を得て中2の担任（女性）と家庭訪問した。玄関で担任だけ帰るよう言われた。この後どのように対応していくとよいか。

アンケート…以下の内容で実施した。

アンケート(事前)(事後)
「3つのケース」に関するアンケート(よろしくご願ひ致します)
次のようなケースについてあなたならどのように考えますか。



ケースごとの自信度（事前・事後）は、表3のようになった。

表3 ケースごとの自信度（事前・事後）の人数（数字は人数）[全学校 136名]

ケース	全く自信がない		少し自信がない		ある程度自信がある		かなり自信がある	
	前	後	前	後	前	後	前	後
1	58	14	72	75	6	46	0	1
2	13	2	85	44	38	87	0	3
3	29	3	79	41	28	90	0	2

これを分かりやすく図1、図2、図3で表示する。3つのケースともグレーの事前は「少し自信がない」を中心に自信がない方向（左側）に寄っているが、事後の黒は「ある程度自信がある」を中心に自信のある方向（右側）に移行している。

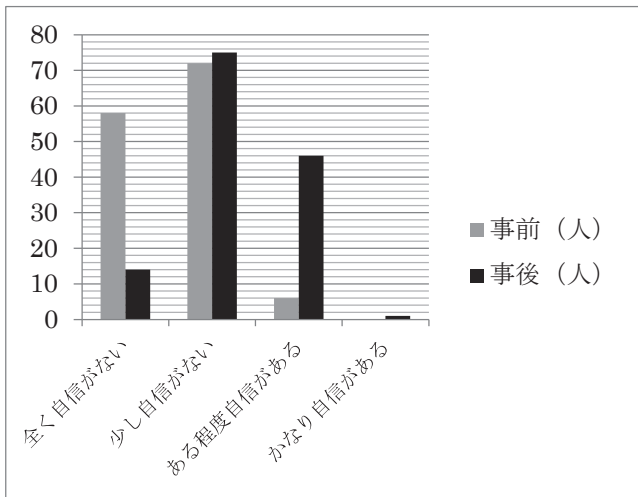


図1 ケースごとの自信度の変化 (自殺未遂)
(事前・事後) [全校 136名]

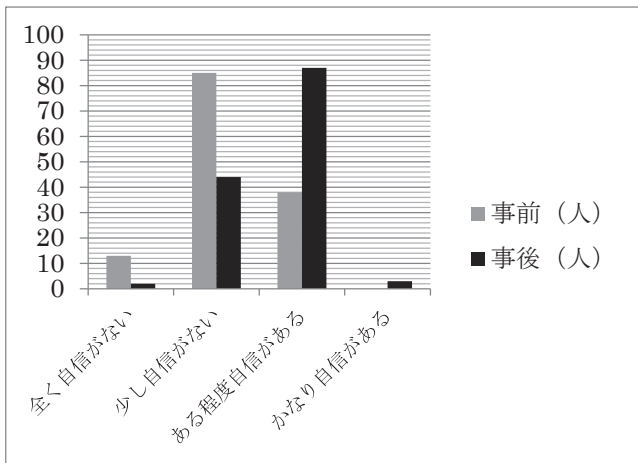


図2 ケースごとの自信度の変化 (発達障害)
(事前・事後) [全校 136名]

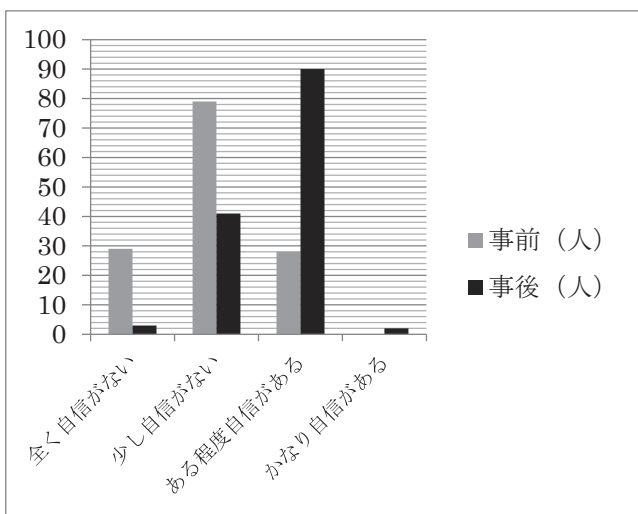


図3 ケースごとの自信度の変化 (不登校・ひきこもり)
(事前・事後) [全校 136名]

事前・事後の有意差を t 検定した (表 4)。

表 4 ケースごとの事前・事後の平均値M (標準偏差 S D) と t 検定の結果 [全学校136名]

ケース	事前 M S D	事後 M S D	t 値
1	3.24 (1.14)	4.50 (0.97)	10.09**
2	4.37 (1.17)	5.34 (1.09)	8.77**
3	3.99 (1.29)	5.34 (1.09)	9.00**

**p < .01

結果として、3つのケースとも自信度が有意差を持って向上している。

この中のケース2「発達障害」は、今回のテーマ「合理的配慮」と重なる部分が多い。そこで、A高専の研修においても同様に自信度の向上がみられるのではないかと考え、それを検証することを、2つ目の目的とした。

4. 方法と実践

A高専においては約2年半、図4のような流れで「合理的配慮・教育的配慮」をしている。

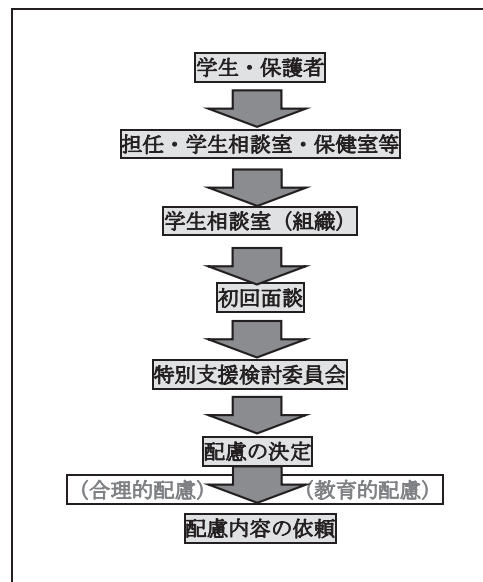


図4 A高専における障害等を有する学生に対する配慮の流れ (岡本氏作成の一部)

この流れに従って、2023年度「合理的配慮のあり方」についての講演をA高専で実施した。その折、自信度のアンケート (事前・事後) を記入していただき、その変化を前述の先行研究と比較することで自信度の高まり具合を検証することとする。

(4.1) アンケート

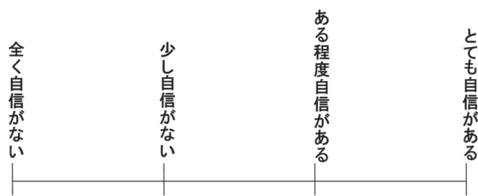
今回のケース

私のクラスの学生から「合理的配慮を受けたいのですがどのような手続きを取ればいいですか」という話がありました。その学生には「吃音」があり、人の前で発表したり、授業中の発言でも困ることがあるとのこと。そもそも「吃音」が合理的配慮の対象かどうか知りませんし、教えてください、という相談です。

アンケート…以下の内容で実施した。

アンケート(事前)(事後)

「合理的配慮」に関するアンケート(よろしくお願ひ致します)
次のようなケースについてあなたならどのように考えますか。



(4.2) 2023年度「合理的配慮講演会」の講話内容

『高専における「合理的配慮・教育的配慮」のあり方

—A高専での実践を通して—』というテーマでお話をした。概要をパワーポイント [PP 1] ~ [PP 20] で示す。

[PP 1] A高専「合理的配慮講演会」を、『高専における「合理的配慮・教育的配慮」のあり方—A高専での実践を通して—』というテーマで話すこととした。

[PP 2] 事前アンケートを実施。「合理的配慮」に関する自信度を、「とても自信がある」「ある程度自信がある」「少し自信がない」「全く自信がない」の4件法で記述していただいた。

[PP 3] アンケートに使った事例は、以下である。

私のクラスの学生から「合理的配慮を受けたいのですがどのような手続きを取ればいいですか」という話がありました。その学生には「吃音」があり、人の前で発表したり、授業中の発言でも困ることがあるとのこと。そもそも「吃音」が合理的配慮の対象かどうか知りませんし、教えてください、という相談です。

[PP 4] 引用・参考文献の提示

1. 第18回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修会「資料：高専の合理的配慮」
2. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年）⇒改正（令和3年）
3. 令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！（内閣府）⁸⁾
4. 独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理

由とする差別の解消の推進に関する対応要領

[PP 5] 「資料：高専の合理的配慮」P-8-！大原則！

高等教育機関では「特別支援教育」はできない。ただし、権利擁護は最優先されるべきで、支援の程度を落として良いというわけではない。合理的配慮は確実に提供しなければならない。

[PP 6] 「資料：高専の合理的配慮」P-9- 合理的配慮の基本的な考え方

社会的障壁により、さまざまな活動への参画が困難な人に対し、その障壁となっている部分を除去したり、代替手段を提供したりすることによって、障害のない人と同等の機会を得られるようにすること。

既存の規定に合う合わないで判断するものではない。教育・評価の本質を満たしているかどうかで判断する。

[PP 7] 「資料：高専の合理的配慮」P-10-「教育的配慮」と「合理的配慮」

「教育的配慮」…教育活動の一環としての学生支援。各教員の工夫と判断で提供する。

⇒A高専では「一定のルール」を設定している。

「合理的配慮」…障害者差別解消法により日本の教育に本格導入された。教育機関の法的義務で明確なルールを設けて実施。

教職員と関係者が漏れなく提供する

[PP 8] A高専における障害等を有する学生に対する

配慮の流れ（1）「図4 A高専における障害等を有する学生に対する配慮の流れ」より

学生・保護者…修学等の困りごとや配慮の希望に

相談（障害がはっきりしなくても良い）

吃音（今回のケース）：どの程度か

担任・学生相談室・保健室等…学生・保護者へ学

生相談室を紹介、初回面談を調整

（いじめと同じで勝手に判断しない）

吃音（今回のケース）：つなぐ

学生相談室（組織）…（まずこの組織につなぐ）

[PP 9] A高専における障害等を有する学生に対する

配慮の流れ（2）「図4 A高専における障害等を有する学生に対する配慮の流れ」より

初回面談…学生・保護者から、修学等の困りごとを聞き取り、希望する配慮について検討する。保護者への診断書の依頼、配慮願の記入と提出（A高専では、原則診断書のあることを前提にしています）

吃音（今回のケース）：少しまる～吃音症

（障害者手帳有）

特別支援検討委員会…配慮申請書に基づき依頼する内容について検討、委員：教務主事、学生主事、学生相談室長、所属学科長等

[PP 10] A高専における障害等を有する学生に対する配慮

の流れ (3) 「図4 A高専における障害等を有する学生に対する配慮の流れ」より

担任, 学生課長, 保健師等 (下の枠内を確認しながら進める)

吃音 (今回のケース): 手帳有無で判断

*その学生にとってどのような配慮が必要か, その配慮が妥当かを判断する材料として根拠資料が必要
合理的配慮: 障害者差別解消法による障害に配慮 (障害者手帳または発達障害の診断書)
教育的配慮: それ以外の配慮 (診断書)

PP11 A高専における障害等を有する学生に対する配慮の流れ (4) 「図4 A高専における障害等を有する学生に対する配慮の流れ」より

配慮の決定...【合理的配慮となった場合】

学生・保護者との面談実施...配慮希望学生に対する支援計画書 (様式2) に同意署名を頂く教務主事同席のもと, 面談・配慮決定を伝える (関係者同席)



学生・保護者との定期的な面談実施...これまでの配慮について評価し, 配慮方法等の変更や新たな配慮を求める場合は, 再度特別支援委員会にて検討 (概ね学期開始) を

PP12 A高専における障害等を有する学生に対する配慮の流れ (5) 「図4 A高専における障害等を有する学生に対する配慮の流れ」より

想定しているが, 改善等変更が必要な場合や保護者の希望がある場合はこの限りではない (現在, 半年に1回, 隔月, 月1)

吃音 (今回のケース): 合理的配慮の流れで

【教育的配慮となった場合】

相談室または担任から保護者へ口頭で配慮内容について回答... (こちらも必要に応じてお会いする)

吃音 (今回のケース): 教育的配慮の流れで

配慮内容の依頼...教務主事から各教員へ, 配慮内容について依頼

PP13 「資料: 高専の合理的配慮」P-16-改正障害者差別解消法...高専への影響

民間業者も合理的配慮提供が義務化

障害のある学生の就職の選択肢が増える!

学外実習, インターンシップ等への連携の仕方が変わっていく可能性.

高専で学生が受ける合理的配慮が働くうえで必要となる合理的配慮のモデルになっていく.

高専が合理的配慮を受けつつ働くためのトレーニングの場に自動的に... (SST必要: 橋本) 次P

PP14 例: 提出物がうまく出せない

ASD (自閉症スペクトラム障害) のため予定がうまく立

てられず, 「合理的配慮」を受けて, 何度かに分けて担任が連絡をしている. その効果があって何とか提出物が出ている.

⇒担任はずっと続けていくのか.

⇒就職したら会社でそれをしてくれるのか.

橋本: 前述「合理的配慮を受けつつ働くためのトレーニングの場」と考えるなら, SSTをしたらどうか.

スキルが身についた分支援を減らして, 残った部分で「合理的配慮」をしていくことが成長かと.

PP15 令和4年度岐阜県特別支援学級・通級指導教室設置校長会研究総会「講演会」『特別支援教育の重要性, その再認識と保小中高の接続について』岐阜県全小中学校校長対象 2022年11月24日, 於: 飛騨世界文化センター (飛騨芸術堂) 国立岐阜高専 (Gifu College) 学校心理士 橋本 治

PP16 橋本: SSTは高専で可能

・高専では「特別支援教育」はできない (p-8-) が,

・「特別支援教育」とは⇒主に,

①特別支援学校 (学校別)

②特別支援学級 (学校内で別教室・交流有),

③通級指導教室 (週1時間程度出向いてSST)

⇒内容は自立活動 (次P)

・「特別支援教育」はできないが, カウンセリングを受けるとは可能 (SSTになる)

PP17 自立活動について

⇒ 表5 文部科学省「自立活動編」⁹⁾

健康の保持	心理的安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
-------	-------	---------	-------	-------	-----------

文科省例: ○ ○ ○

PP18 表6 令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます! (内閣府)

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務 ⇒義務

PP19 事後アンケートに実施. 「合理的配慮」に関する自信度を, 「とても自信がある」「ある程度自信がある」「少し自信がない」「全く自信がない」の4件法で記述していただいた.

PP20 おわりに

事例: 日本心身医学会, 2023年3月号「合理的配慮・障害者手帳を活用した吃音診療 (九州大学医学研究院, 菊地良和氏)¹⁰⁾

5. 結果と考察

(5.1) 特別支援教育ができないことをどう補完するか

特別支援教育の一つ「通級指導教室」では, 自立活動 (表5参照) を通して, 「心理的安定」「人間関係の形成」「コミュ

高専における「合理的配慮・教育的配慮」のあり方：

ニケーション」の向上等を、S S Tを通して実施している。この3つの内容は、カウンセラーが通常取り組んでいることと一致するので、A高専においては、3、4人のカウンセラーがいることを利用して、希望者とカウンセリング(それが結果的にS S Tとなる)を実施したらどうかというのが一つ目の提案であった。

講演の後、A高専の校長先生からまさにこのことのご質問をいただいた。「カウンセラーにS S Tは可能か。負担をかけることにならないか。」という主旨のご質問であった。それに対し、『カウンセラーは特別支援教育はしないが、通級指導教室がしている自立活動の主要な3つ(文部科学省もその3つを実施例に出している)は、普段のカウンセリングと全く同じ内容なので可能です。』とお答えした。

この約2年半の間、カウンセラーの方々のお力で、ずいぶん成長した「合理的配慮・教育的配慮」の学生はいるが、有意差を確認できるレベルにはまだ達していない。

(5.2) 「合理的配慮・教育的配慮」をする上での自信度の向上

今回のケースの自信度(事前・事後)は表7のようになった。

表7 ケースの自信度(事前・事後)の人数(数字は人数)
[総数 63名]

ケース	全く自信がない		少し自信がない		ある程度自信がある		とても自信がある	
	前	後	前	後	前	後	前	後
今	23	0	26	19	13	36	1	8

事前アンケートで「全く自信がない」方が63名中23名いたが、事後アンケートでは「全く自信がない」方は0名になっている。また「ある程度自信がある」は13名⇒36名、「とても自信がある」も1名⇒8名と増加した。これを図5に示す。

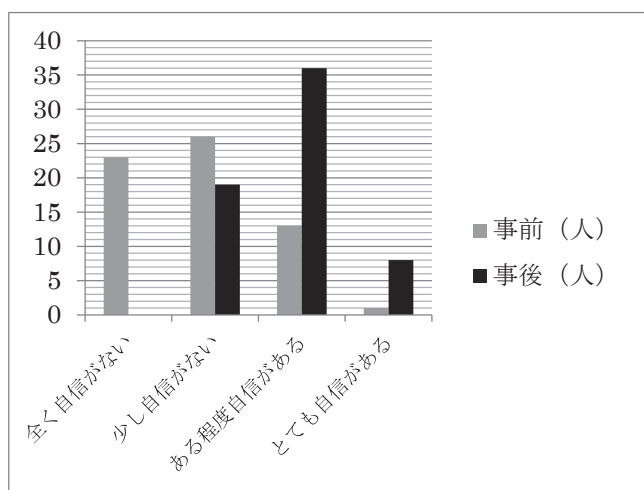


図5 ケースに対する合理的配慮の自信度(事前・事後) [総数63名]

事前アンケートのグレーの部分は「少し自信がない」を中心に、自信がない方向(左側)に寄っているが、事後アンケートの黒の部分は、「ある程度自信がある」を中心に、自信のある方向(右側)に寄っている。これは先行研究の図2(発達障害)と一致した結果となっている。

これをt検定すると、表8のようになる。

表8 ケースごとの事前・事後の平均値M(標準偏差SD)とt検定の結果 [総数 63名]

ケース	事前 M SD	事後 M SD	t 値
今回	3.75 (1.57)	5.65 (1.26)	8.89**

** $p < .01$

(事前・事後)間の有意差は、1%以下の危険率で達成されており、この研修によって「合理的配慮・教育的配慮のあり方に対する自信度」は高まったと言える。

これを、先行研究の検定と比較してみる。

表4 (前掲:参照のため) ケースごとの事前・事後の平均値M(標準偏差SD)とt検定の結果 [全学校 136名]

ケース	事前 M SD	事後 M SD	t 値
1	3.24 (1.14)	4.50 (0.97)	10.09**
2	4.37 (1.17)	5.34 (1.09)	8.77**
3	3.99 (1.29)	5.34 (1.09)	9.00**

ケース2(発達障害)のt値は「8.77**」で、今回のケース(合理的配慮)のt値「8.89**」と近い値となっている。つまり、今回の研修においても先行研究と同じ程度の自信度の向上があったと言える。

6. おわりに

「合理的配慮・教育的配慮のあり方」の自信度は、かなり向上した。今後この自信度を保持していくためには、日頃の実践をきちんとすることと、やはり、今年度も実施された(2024年9月11日)ように、毎年講習ができると良い。毎年繰り返すことで日頃あまり関わっていない方の意識を向上させることは可能であるし、新しく赴任された方にも良い機会となると考えられる。今年度「SD・FD」研修として人権を取り上げ、筆者は「いじめ問題・合理的配慮」というテーマでお話をした。毎年実施が定められている「いじめ」と一緒に取り扱うことは、同じ「人権」として可能

: 橋本

であり、今後も続けていけると良いと思う。

引用文献

- 1) 内閣府 (2023) 障害者白書令和 5 年版, 4 頁
- 2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (2013年 6 月成立, 2016年 4 月施行)
- 3) 改正障害者差別解消法の施行・改定基本方針の適用 (2021年 5 月成立, 2024年 4 月施行)
- 4) 独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- 5) 「高専の合理的配慮」(2021) 第18回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修会の資料
- 6) 橋本治 (2022) 「特別支援教育の重要性, その再認識と保小中高の接続について」岐阜県全小中学校長対象の研修 (飛騨世界文化センター)
- 7) 橋本治 (2015) 「『A県の生徒指導主事が抱える喫緊の課題への対応』のあり方」岐阜大学教育学部研究報告, 人文科学第64巻第 1 号, 163頁-178頁
- 8) 令和 6 年 4 月 1 日から合理的配慮の提供が義務化されます! (2015) 内閣府政策統括官 (共生・共助担当) 付参事官 (障害者施策担当)
- 9) 「自立活動編」(2018) 文部科学省, 開隆堂
- 10) 菊地良和 (2023) 「合理的配慮・障害者手帳を活用した吃音診療」, 心身医学, 第63巻第 3 号236頁-240頁, 日本心身医学会,